

平成 18 年度

再生利用指定制度に係る事例調査業務

報告書

平成 19 年 3 月

平成 18 年度 再生利用指定制度に係る事例調査業務 目 次

1. 調査の概要	1
1-1. 調査目的	1
1-2. 調査方法	2
2. 再生利用指定制度活用の実態(全国市町村へのアンケート調査の概要)	3
2-1. 調査項目	3
2-2. 調査結果の概要	3
3. ヒアリング調査概要及び事例紹介	11
3-1. ヒアリング調査概要	11
3-2. 詳細紹介事例の抽出	18
3-3. 事例の詳細な紹介	18
【紹介事例その1】北海道石狩市	19
【紹介事例その2】千葉県君津市	22
【紹介事例その3】千葉県成田市	25
【紹介事例その4】岐阜県高山市	28
【紹介事例その5】三重県津市	32
【紹介事例その6】兵庫県姫路市	37
【紹介事例その7】広島県芸北広域環境施設組合	41
【紹介事例その8】佐賀県伊万里市	45
4. 再生利用指定制度運用のまとめ	50
4-1. 再生利用指定制度運用の類型	50
4-2. 再生利用指定制度の実施要領	50
4-3. まとめ	50
【ヒアリング実施市町村担当課一覧】	51

1. 調査の概要

1-1. 調査目的

循環型社会の構築を図るためには、廃棄物の再生利用を促進することも重要な要素であり、一般廃棄物についても、その適正な再生利用を促進する必要がある。

しかし、市町村自ら（委託による場合を含む。）が、多種多様な性状を有するすべての一般廃棄物について再生利用を行うことは、財政上の制約や処理施設の技術上の制約などもあり、現実的ではなく、その再生利用をさらに促進するためには、適正な処理を行うことができる民間事業者を活用することが一方策として考えられる。

ところで、一般廃棄物の再生利用を目的とした処理を業として行うためには、原則として、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）に基づく一般廃棄物処理業の許可を受けなければならないが、その例外として、再生利用されることが確実であると市町村長が認めた一般廃棄物のみの処理を業として行う者であって市町村長の指定を受けたものについて一般廃棄物処理業の許可が不要となる制度（以下「再生利用指定制度」という。）が設けられている（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「廃棄物処理法施行規則」という。）第2条第2号及び第2条の3第2号）。

再生利用指定制度は、その制度設計等が広く市町村長の裁量に委ねられ、一般廃棄物処理計画に適合する範囲で、地域の実情に応じた柔軟な運用が可能となっており、これが適正に活用される限り、民間事業者を活用した一般廃棄物の再生利用を促進するための有効な手段となり得るものである。

しかし、一方では、裁量の範囲が広いことが、逆の意味で再生利用指定制度の導入をちゅうちょさせている側面も否めず、再生利用指定制度の十分な活用が図られているとは言い難い。

そこで、本調査においては、一般廃棄物の再生利用の促進という観点から、各市町村における再生利用指定制度の導入・活用の参考とするため、既に再生利用指定制度を導入している市町村の事例から他市町村の参考となるものを抽出し、それらを情報提供することとする。

1-2.調査方法

調査方法は、以下のとおりである。

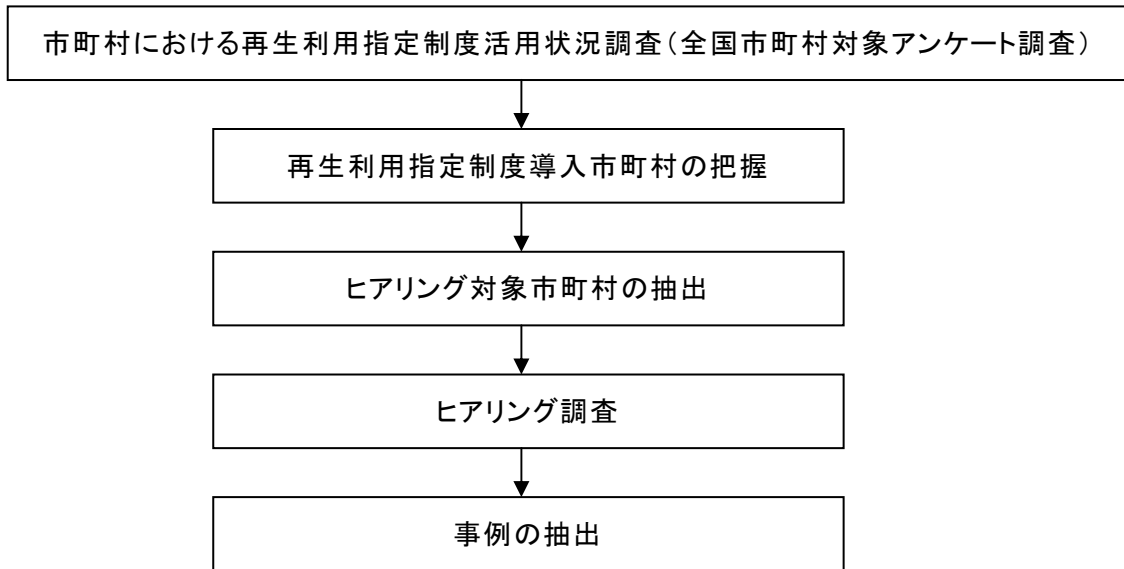


図1-1-1 調査フロー図

2. 再生利用指定制度活用の実態(全国市町村へのアンケート調査結果の概要)

再生利用指定制度活用の実態を把握するために、全国の約1,800の市町村を対象にアンケート調査を実施した(回答返信率100%)。

2-1. 調査項目

調査項目は以下のとおりである。

I. 市町村長が認めた廃棄物の種類の有無
II. 経緯及び導入理由
III. 適正な処理の担保(条例・要綱等で指定基準を設けているか否か)
IV. その他(市町村長の判断基準・条例・要綱など)
V. 市町村長が認めた廃棄物の種類別の実態
(1)市町村長の指定を受けた者(業種別業者数)
(2)処理システムの概要
(3)再生利用の方法
(4)過去5年間の実績(処理量・再生品の利用先)
(5)課題・問題点
(6)今後の方向性

2-2. 調査結果の概要

調査結果の概要は、以下のとおりである。

1)全国導入市町村数及び都道府県別導入市町村数

再生利用指定制度を導入している市町村(以下「導入市町村」という。)は、次表に示すとおり、全国に約1,800ある市町村のうち84市町村であり導入市町村の割合は約5%である。

また、導入市町村の割合を都道府県単位でみた場合、大阪府や徳島県が高い値を示しており、府県内市町村のうち、それぞれ1/2又は1/3以上の市町村が導入している状況である。

表2-2-1 全国導入市町村数及び都道府県別導入市町村数

都道府県\項目	a.再生利用制度 導入市町村数	b.市町村数	a/b×100
北海道	3	180	1.7%
山形県	1	35	2.9%
埼玉県	1	71	1.4%
千葉県	6	56	10.7%
新潟県	1	35	2.9%
富山県	1	15	6.7%
山梨県	1	28	3.6%
長野県	1	81	1.2%
岐阜県	3	42	7.1%
静岡県	2	42	4.8%
愛知県	1	63	1.6%
三重県	3	29	10.3%
大阪府	15	43	34.9%
兵庫県	4	41	9.8%
和歌山県	2	30	6.7%
島根県	1	21	4.8%
広島県	3	23	13.0%
山口県	2	22	9.1%
徳島県	14	24	58.3%
香川県	3	17	17.6%
愛媛県	1	20	5.0%
高知県	10	35	28.6%
佐賀県	2	23	8.7%
熊本県	1	48	2.1%
大分県	2	18	11.1%
全国合計	84	1,816	4.6%

2)都道府県別種類別導入市町村数

市町村長が再生利用指定制度の対象として認めた廃棄物（以下「対象廃棄物」という。）の種類は、下表のとおり厨芥類（本報告書においては、便宜上、汚泥及び廃食用油を含む。）が最も多く、導入市町村のうち6割以上の市町村において対象とされている。次いで、草木類（本報告書においては、便宜上、割り箸及び木製パレットを含む。）で、半数以上の市町村において対象とされている。

表2-2-2 対象廃棄物種類別導入市町村数及び取扱割合

項目\種類	厨芥類 (汚泥、廃食 用油含む)	草木類 (割り箸、木製 パレット含む)	廃プラ類	金属類・ ガラス類	紙くず・ 繊維くず	廃プラ、木くず、 紙くず、繊維くず	廃家電	廃蛍光管
a.当該廃棄物を再生 利用制度対象とした 市町村数	52	45	6	2	2	2	14	1
当該廃棄物取扱割合 (a÷84)×100	61.9%	53.6%	7.1%	2.4%	2.4%	2.4%	16.7%	1.2%

また、対象廃棄物の種類を都道府県単位で見た場合は、下表に示すとおりで、大阪府では厨芥類と廃家電が、徳島県では厨芥類と草木類が管下の多くの市町村で対象廃棄物とされている。これらは、周辺市町村の動向に影響を受けることと、魚腸骨など地域特有の発生廃棄物があるなどの要素が関係しているものと推察される。また、徳島県では、一級河川の維持管理業務において発生する刈草等（一般廃棄物）の再生利用のため、国から要請を受けたという事例もある。また、高知県では、県のほか関係市町村等が出捐し設立した財団法人において、魚腸骨を再生利用しており、関係市町村の一部では、同法人への円滑な収集運搬を行うために再利用指定制度を活用している事例がある。

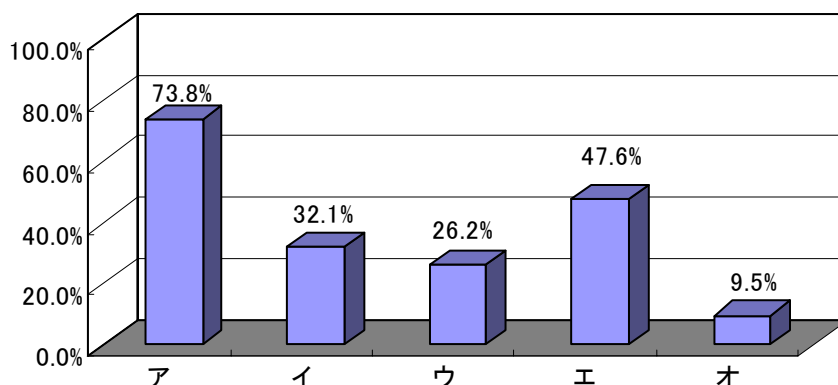
表2-2-3 対象廃棄物種類別導入事例のある市町村数

道府県\品目	導入市町村数	厨芥類 (汚泥、廃食用油含)	草木類 (割り箸、木製パレット含)	廃プラ類	金属類・ガラス類	紙くず・繊維くず	廃プラ、木くず、紙くず、繊維くず	廃家電	廃蛍光管
北海道	3	3	0	0	0	0	0	0	0
山形県	1	1	0	0	0	0	0	0	0
埼玉県	1	0	1	0	0	0	0	0	0
千葉県	6	1	3	1	0	0	0	1	0
新潟県	1	1	1	0	0	0	0	0	0
富山県	1	0	0	1	0	0	0	0	0
山梨県	1	1	0	0	0	0	0	0	0
長野県	1	0	1	0	0	0	0	0	0
岐阜県	3	0	2	1	1	0	0	2	0
静岡県	2	0	2	0	1	0	0	0	0
愛知県※	1	0	0	0	0	0	0	0	0
三重県	3	3	3	0	0	0	0	0	0
大阪府	15	11	5	1	0	1	0	10	0
兵庫県	4	2	2	0	0	0	0	0	1
和歌山県	2	2	2	1	0	1	0	0	0
島根県	1	0	0	0	0	0	0	1	0
広島県	3	2	1	0	0	0	0	0	0
山口県	2	2	0	0	0	0	0	0	0
徳島県	14	10	13	0	0	0	0	0	0
香川県	3	2	1	0	0	0	0	0	0
愛媛県	1	1	0	0	0	0	0	0	0
高知県	10	6	6	0	0	0	2	0	0
佐賀県	2	2	1	0	0	0	0	0	0
熊本県	1	1	0	0	0	0	0	0	0
大分県	2	0	1	1	0	0	0	0	0
計	84	51	45	6	2	2	2	14	1

※愛知県の「0」表示は、当該市において条例上制度が設定されているが、事業者から未申請の状況である。

3) 制度導入経緯及び理由

再生利用指定制度を導入した経緯及び理由は、下図に示すとおりで、「再生利用率の向上を図るため。」が最も多く、次いで「業者団体等から要望があったため。」であった。



《導入経緯及び理由についての回答選択肢(複数回答可)》

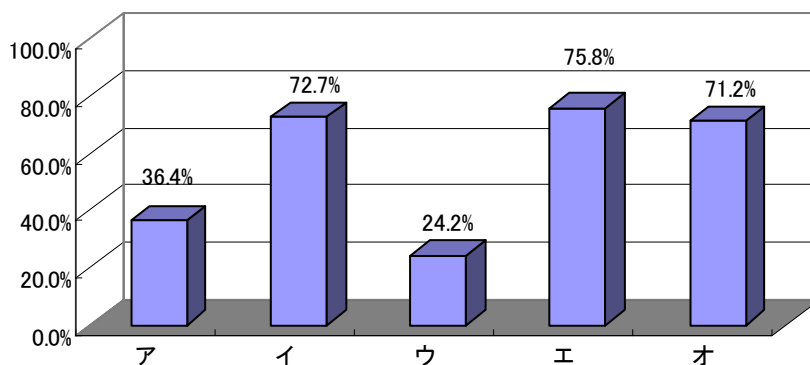
- ア 再生利用率の向上を図るため。
- イ 市町村の収集・再生利用に要する費用負担を軽減するため。
- ウ 市町村では技術上取り扱えないものであるため。
- エ 業者団体等から要望があったため。
- オ その他

[グラフ表示% = 当該回答選択市町村数 ÷ 導入市町村数 (84市町村) × 100]

図2-2-1 導入市町村に占める導入経緯及び理由別割合

4) 適正な処理の担保(条例・要綱等で設定している指定基準)

適正な処理が実施されるための担保として、各市町村が条例・要綱等で設定している指定基準の内容は、次図(図2-2-2~4)に示すとおりであり、収集運搬及び処分のいずれも「生活環境保全上の支障が生じないこと」、「廃棄物処理法施行規則第2条の2(処分は第2条の4)各号に掲げる基準に適合していること」及び「指定を受ける者が廃棄物処理法第7条第5項イからヌまでのいずれにも該当しないこと」を明記している市町村が多く存在している。さらに、処分については、多くの市町村が「排出事業者から引き取られた対象廃棄物はその大部分が再生の用に供されること」を明記している。これらは、当該制度が、不法投棄等不適正処理の温床にならないように配慮しているためと推察される。



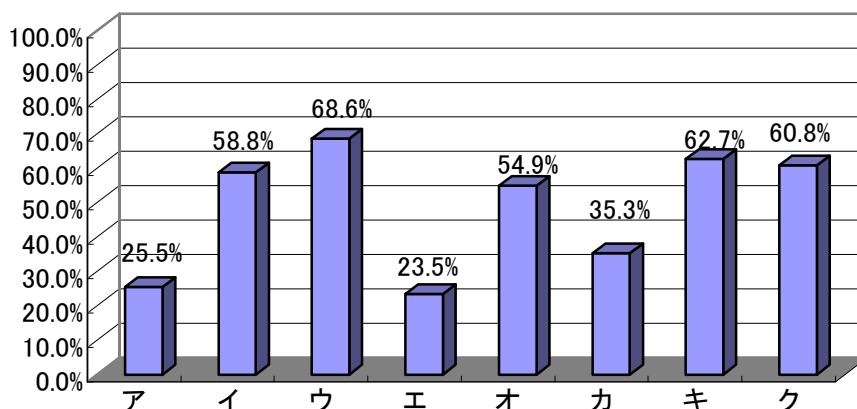
《適正な処理の担保(条例・要綱等の指定基準内容)についての回答選択肢(複数回答可)》

【収集運搬】

- ア 対象廃棄物の排出事業者からのみその運搬の委託を受けることとしている。
- イ 廃棄物処理法施行規則第2条の2各号に掲げる基準に適合していること
- ウ 排出事業者から対象廃棄物を収集運搬に要する適正な費用の一部であることが明らかな料金のみを受け取るなど、収集運搬が営利を目的としないものであること
- エ 収集運搬において生活環境保全上の支障が生じないこと
- オ 指定を受ける者が廃棄物処理法第7条第5項第4号イからヌまでのいずれにも該当しないこと

[グラフ表示%＝当該回答選択市町村数÷事業者(収集運搬)指定市町村数(66市町村)×100]

図2-2-2事業者(収集運搬)を指定している市町村に占める条例・要綱等の指定基準内容別割合



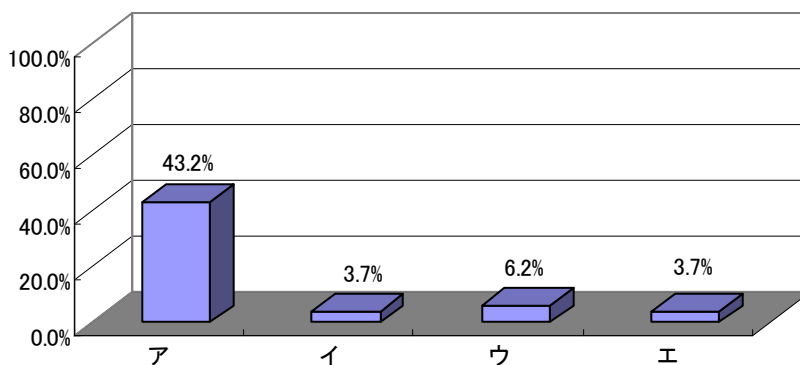
《適正な処理の担保(条例・要綱等の指定基準内容)についての回答選択肢(複数回答可)》

【処分】

- ア 対象廃棄物の排出事業者からのみその処分の委託を受けることとしている。
- イ 廃棄物処理法施行規則第2条の4各号に掲げる基準に適合していること
- ウ 排出事業者から引き取られた対象廃棄物はその大部分が再生の用に供されること
- エ 排出事業者から対象廃棄物を再生に要する適正な費用の一部であることが明らかな料金のみを受け取るなど、再生が営利を目的としないものであること
- オ 再生の過程において生ずる廃棄物の処理を適正に遂行できること
- カ 排出事業者との間で対象廃棄物の再生利用に係る取引関係が確立されており、かつその取引関係に継続性があること
- キ 再生過程において生活環境保全上の支障が生じないこと
- ク 指定を受ける者が廃棄物処理法第7条第5項第4号イからヌまでのいずれにも該当しないこと

[グラフ表示%＝当該回答選択市町村数÷事業者(処分)指定市町村数(51市町村)×100]

図2-2-3 事業者(処分)を指定している市町村に占める条例・要綱等の指定基準内容別割合



《適正な処理の担保(条例・要綱等の指定基準内容)についての回答選択肢(複数回答可)》

【その他(収集運搬、処分共通)】

- ア 毎年一回以上報告書等の提出を義務付けていること
- イ 運搬車や再生施設等に指定を受けたことを示す表示を義務付けていること
- ウ 指定を受けた者は、廃棄物処理法第18条及び19条の規定が適用されること
- エ 上記の他基準等を定めている(自由回答)。

[グラフ表示% = 当該回答選択市町村数 ÷ 事業者指定市町村数(81市町村※) × 100]

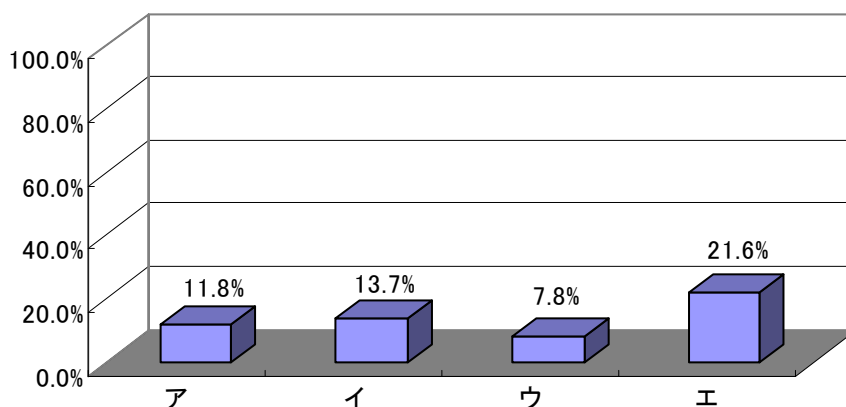
※制度導入市町村数84との差である3市町村は、制度はあるが事業者が未申請の状況

図2-2-4 事業者を指定している市町村に占める条例・要綱等の指定基準内容別割合

5) 対象廃棄物種類別課題・問題点(厨芥類と草木類について)

(1) 厨芥類

厨芥類を対象廃棄物としている51市町村における制度運用上の課題・問題点は、次図に示すとおりで、「その他」を除き、「特定の事業者が事業を独占している傾向にある。」ことを掲げた市町村が最も多く、その該当割合は約14%であった。また、厨芥類を対象廃棄物とした51市町村のうち22市町村が何らかの課題・問題点を抱えている状況である。



《市町村長が認めた廃棄物の種類別の課題・問題点》

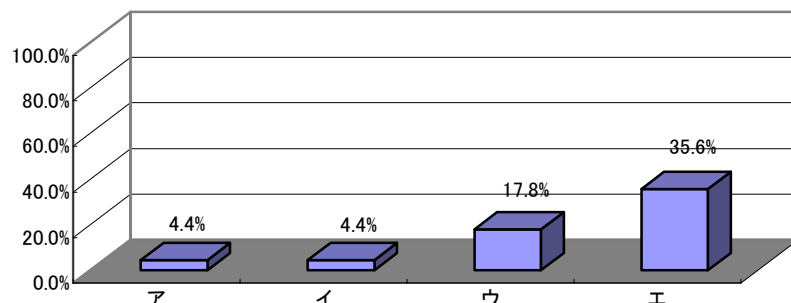
- ア 当初の計画どおり再生利用が促進されない。
- イ 特定の事業者が事業を独占している傾向にある。
- ウ 処理費用が高額となっている。
- エ その他

[グラフ表示% = 当該回答選択市町村数 ÷ 厨芥類を対象とした市町村数(51市町村) × 100]

図2-2-5 厨芥類を対象廃棄物として指定している市町村に占める課題・問題点別割合

(2) 草木類

草木類を対象廃棄物としている 45 市町村における制度運用上の課題・問題点は、次図に示すとおりである。具体的には、「その他」を除き、「処理費用が高額となってしまう。」ことを掲げた市町村が最も多く、その割合は約 18%であった。また、草木類を対象廃棄物とした 45 市町村のうち 20 市町村が何らかの課題・問題点を抱えている状況



《市町村長が認めた廃棄物の種類別の課題・問題点》

- ア 当初の計画どおり再生利用が促進されない。
- イ 特定の事業者が事業を独占している傾向にある。
- ウ 処理費用が高額となってしまう。
- エ その他

[グラフ表示% = 当該回答選択市町村数 ÷ 草木類を対象とした市町村数(45市町村) × 100]

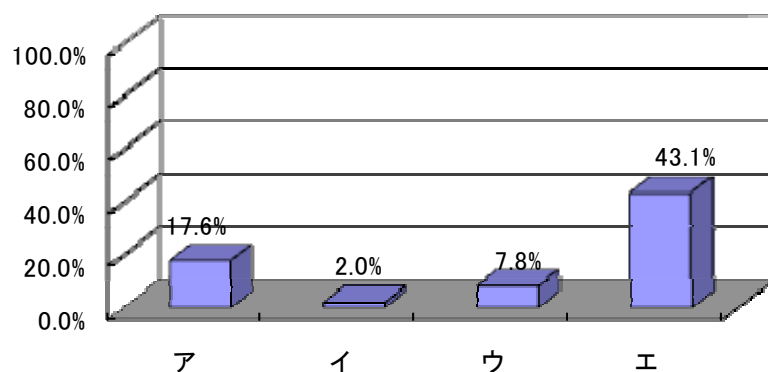
図2-2-6 草木類を対象廃棄物として指定している市町村に占める課題・問題点別割合

6) 対象廃棄物種類別の今後の方向性(厨芥類と草木類について)

(1) 厨芥類

厨芥類を対象廃棄物としている 51 市町村における今後の制度運用の方向性は、次図に示すとおりである。具体的には、「その他」を除き、「制度の拡充を図る」とした市町村が最も多く、その割合は約 18%であった。

なお、「その他」の具体的回答内容の多くは、「現状維持」であった。



《市町村長が認めた廃棄物の種類別の今後の方向性》

- ア 今後も制度の拡充を図る計画である。
- イ 今後は制度の縮小を図る計画である。
- ウ 今後は制度の手法の改善を図る計画である。
- エ その他

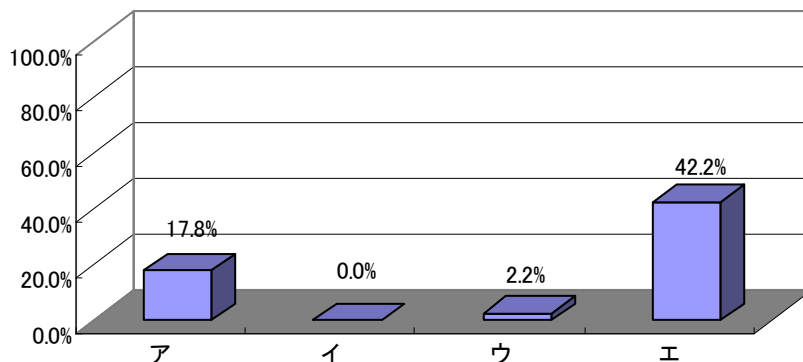
[グラフ表示% = 当該回答選択市町村数 ÷ 厨芥類を対象とした市町村数(51市町村) × 100]

図2-2-7 厨芥類を対象廃棄物として指定している市町村に占める方向性別割合

(2) 草木類

草木類を対象廃棄物としている 45 市町村における今後の制度運用の方向性は、次図に示すとおりである。具体的には、「その他」を除き、「制度の拡充を図る」とした市町村が最も多く、その割合は約 18%であった。

なお、「その他」の具体的な回答内容の多くは、厨芥類と同様に「現状維持」であった。



《市町村長が認めた廃棄物の種類別の今後の方向性》

- ア 今後も制度の拡充を図る計画である。
- イ 今後は制度の縮小を図る計画である。
- ウ 今後は制度の手法の改善を図る計画である。
- エ その他

[グラフ表示% = 当該回答選択市町村数 ÷ 草木類を対象とした市町村数(45市町村) × 100]

図2-2-8 草木類を対象廃棄物として指定している市町村に占める方向性別割合

3. ヒアリング調査概要及び事例紹介

3-1. ヒアリング調査概要

1) ヒアリング調査対象市町村の抽出

再生利用指定制度を導入している84市町村のうち、特に処分指定を行っている市町村を中心に、地域及び対象廃棄物の偏重回避、さらには人口規模にも配慮し、ヒアリング対象の市町村を18市町村（下図参照）抽出した。

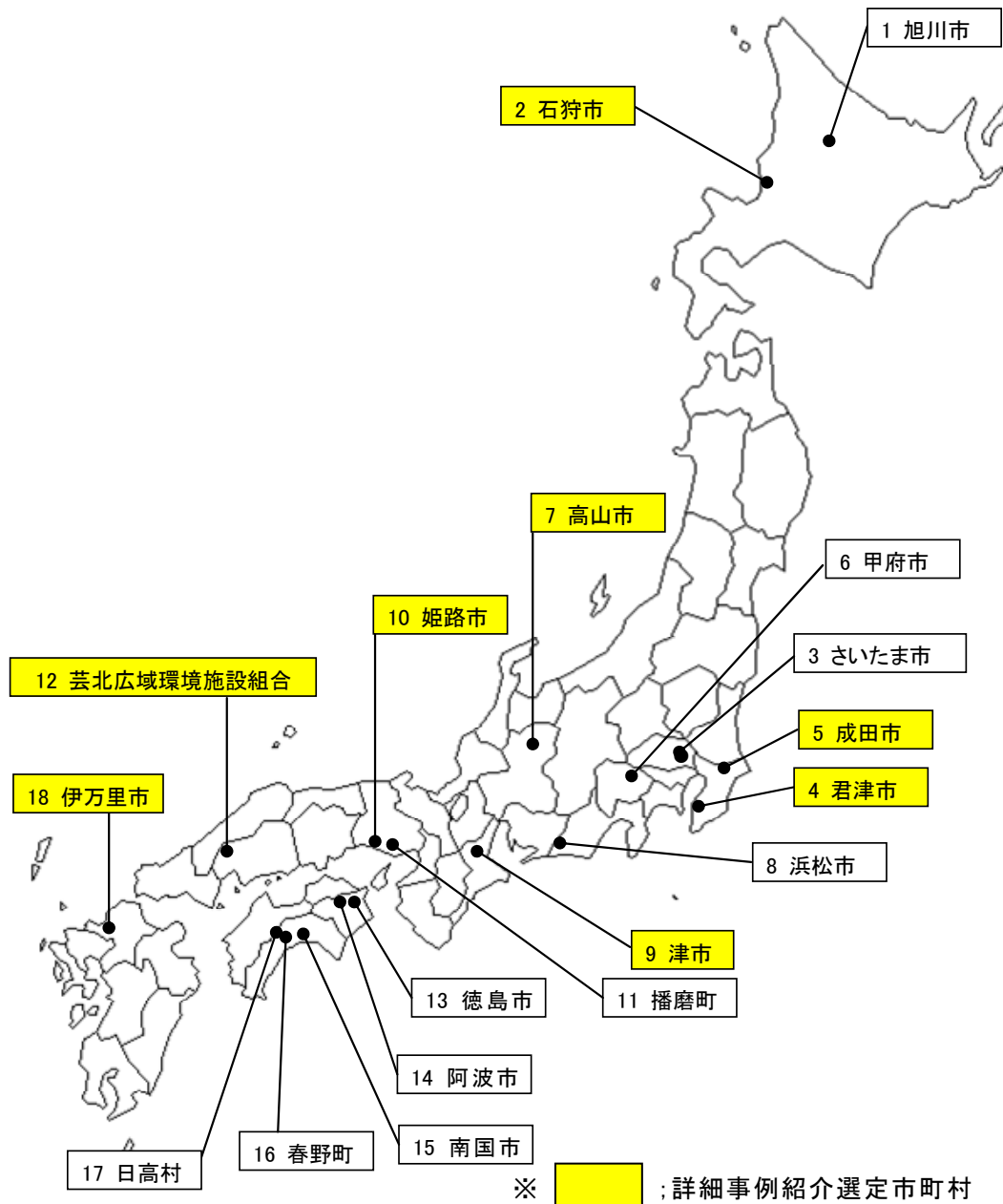


図3-1-1 ヒアリング対象市町村位置図

2) ヒアリング調査結果の概要

抽出した市町村のヒアリング調査結果の概要は、次頁の表のとおりである。

表 3-1-1 再生利用指定制度に係るヒアリング調査結果概要一覧表(1/6)

NO.	市町村 (人口)	対象廃棄物 の種類	調査結果概要(導入経緯、再生利用状況等)
1	旭川市 (357,367 人)	厨芥	<p>昔から養豚業者が自らの養豚用飼料の材料確保のため、近隣から厨芥を収集していた。再生利用指定制度導入は、この行為に対し廃棄物処理法上の位置付けを明確にしたものである。</p> <p>当該制度そのものは5年以上運用されており、収集運搬業で5事業者、処分業で4事業者を指定している。ただし、指定後のモニタリングについては、制度として設定されておらず、定量的な実績の把握がなされていない状況である。</p>
2	石狩市 (61,161 人)	動植物残さ (第 2 項では「厨芥類」として分類)	<p>石狩市は、ごみ処理施設(焼却施設等)の負荷軽減と一般廃棄物最終処分場の延命化を図る観点から、ごみ処理量の削減対策のひとつとして収集運搬に関する特例措置を行ない、再生利用率の向上を狙いとして、再生利用指定制度を導入した。以上の背景から、指定基準を満足する事業者は、市の管理できる範囲で排除せずに指定を出す方針である。</p> <p>現在、平成 15 年度から導入した当該制度において指定事業者は、収集運搬業で4事業者、処分業で1事業者であり、今後、さらに制度の拡充を図る意向である。</p> <p>指定後のモニタリングについては、制度として未設定であるが、実績を報告するように指導を行っている。</p>
3	さいたま市 (1,193,286 人)	刈草、剪定枝 (第 2 項では「草木類」として分類)	<p>埼玉県は、自らが管理する河川堤防、公園植栽、道路街路樹の維持管理業務により発生する刈草の処理再生施設として、さいたま市内に堆肥化施設を設置した。当該維持管理業務により発生する刈草、剪定枝が一般廃棄物であるため、埼玉県とさいたま市の協議により、当該事業の廃棄物処理法上の位置付けを明確するため再生利用指定制度を導入した。</p> <p>当該制度は、5年以上運営されているが、現在、指定事業者は埼玉県のみである。</p> <p>また、指定後のモニタリングについては、制度として未設定であるが、再生利用事業の実態そのものは把握されている状況である。</p>

表 3-1-1 再生利用指定制度に係るヒアリング調査結果概要一覧表(2/6)

NO.	市町村 (人口)	対象廃棄物 の種類	調査結果概要(導入経緯、再生利用状況等)
4	君津市 (91,353 人)	剪定木、刈草等 (第 2 項では「草木類」として分類)	<p>君津市は、平成 17 年度から一般廃棄物である剪定枝等を対象に、堆肥化事業を実施しているところ、想定以上の剪定枝が発生(搬入)した。そこで、補完するため、再生利用指定制度を導入した。導入に際し、市内の産業廃棄物である木くずの再生利用を営む民間事業者に対し、処分業の指定を行った。</p> <p>当該制度そのものは、平成 17 年度に導入し、指定事業者は処分業の 1 事業者のみである。今後は、剪定枝の再生利用事業計画とともに当該制度の改善を図り、再生利用率向上を図る意向である。</p> <p>指定後のモニタリングについては、当該指定事業者に対し、公共施設で発生する剪定枝等の受入(再生利用)を依頼するため、その予算化の関係からその都度再生利用状況についてヒアリングを行っている状況である。</p>
5	成田市 (120,534 人)	植物廃材※ (第 2 項では「草木類」として分類)	<p>成田市は、平成 18 年 3 月に周辺の 3 市町が合併し、新・成田市となった。成田市における再生利用指定制度の導入経緯は、合併前の旧大栄町が再生利用率の向上目的で、植物廃材※を対象に再生利用を行う事業者に対し指定を行ったものである。</p> <p>成田市における当該制度は、5 年以上運用されているが、現在、指定事業者は、1 事業者(処分業)のみとなっている。当該指定事業者は、着実に再生利用を実施しており、成田市においては、当該制度を拡大縮小することなく、現状を維持していく意向である。</p> <p>なお、指定後のモニタリングについては、制度として明文化したものはないが、実績報告について個別指導をするなどして状況を把握している。</p>
6	甲府市* (199,899 人)	廃食用油 (第 2 項では「厨芥類」として分類)	<p>甲府市では、再生利用率の向上を図る目的のもと、回収した廃食用油からBDFを製造し、有効利用する事業を行おうとする事業者の要請を受け、再生利用指定制度を導入した。</p> <p>当該制度そのものは、平成 16 年度に導入され、現在の指定事業者は生活協同組合(処分業として指定)のみである。</p> <p>なお、指定後のモニタリングについては、制度として明文化したものはないが、申請どおりに再生利用が行われているか確認を行っている。</p>

* 甲府市のヒアリング調査結果概要は、指定事業者のヒアリング調査結果及び甲府市のアンケート調査結果に基づく内容である。

※ 草木類、木くずに同じ

表 3-1-1 再生利用指定制度に係るヒアリング調査結果概要一覧表(3/6)

NO.	市町村 (人口)	対象廃棄物 の種類	調査結果概要(導入経緯、再生利用状況等)
7	高山市 (95,445 人)	①剪定枝,河川 流木,刈草,竹,木 竹製家具類,そ の他木竹製廃 材※ ² ②発泡スチロー ル及びびトレイ※ ³	<p>高山市では、一般廃棄物の再生利用の費用負担軽減のために、再生利用指定制度を導入した。特に、森林地域であり林業が盛んであった地域特性に応じて、「剪定枝、河川流木、刈草、竹、木竹製家具類、その他木竹製廃材」を対象にして、再生利用事業者2社に対し指定(処分業)を行っている。</p> <p>当該制度そのものは、導入後5年以上経過しているが、高山市では、今後も現状維持していく方針である。</p> <p><u>指定後のモニタリングは、制度として明文化されていないが、年1回以上の実績報告の指導を行っている。</u></p>
8	浜松市 (820,425 人)	①草木類、木く ず ②ガラスくず	<p>浜松市では、平成13年8月から再生利用指定制度を導入し、草木類、木くず等の再生利用できるものに限り、指定基準を満足する事業(対象廃棄物及び事業者)について指定を行うこととした。</p> <p>浜松市における当該制度は、導入後5年以上運用されており、現在、指定事業者は、「①草木類、木くず」を対象とした収集運搬業で6事業者、処分業で8事業者、「②ガラスくず」を対象とした収集運搬業で1事業者、処分業で1事業者であり、再生利用が確実と認められる事業者に限り指定を出す方針である。</p> <p><u>指定後のモニタリングは、制度として直接的な事項が明文化されていないが、毎月の処理実績報告書の提出や立入検査を実施することで再生利用の実施を確認している。</u></p>
9	津市 (291,407 人)	①草・木くず・竹 等※ ² ②動植物性残さ ※ ¹	<p>津市は、再生利用率の向上を図る目的のもと、一般廃棄物の再生利用事業を行おうとする民間事業者の要請受け、再生利用指定制度を導入した。津市における当該制度の指定事業者は、「①草・木くず・竹等」を対象とした収集運搬業で5事業者、処分業で5事業者、「②動植物性残さ」を対象とした収集運搬業で1事業者、処分業で1事業者であり、今後も確実な利用先を担保できる事業者に限り指定を出す方針である。</p> <p><u>指定後のモニタリングは、制度として明文化されていないが、実績報告の指導を行っている。</u></p>

※1; 第2項では「厨芥類」として分類
 ※2; 第2項では「草木類」として分類
 ※3; 第2項では「廃プラ類」として分類

表 3-1-1 再生利用指定制度に係るヒアリング調査結果概要一覧表(4/6)

NO.	市町村 (人口)	対象廃棄物 の種類	調査結果概要(導入経緯、再生利用状況等)
10	姫路市 (536,219 人)	①生ごみ ^{※1} ②木くず ^{※2} ③魚腸骨 ^{※1} ④動植物性 残さ・汚泥 ^{※1}	<p>姫路市では、主に一般廃棄物の再生利用率向上とその際の費用負担軽減のために、再生利用指定制度を導入した。当該制度そのものは、導入後5年以上経過しており、現在、指定事業者は、「①生ごみ」を対象とした収集運搬業で1事業者、処分業で1事業者、「②木くず」を対象とした収集運搬業で2事業者、処分業で2事業者、「③魚腸骨」を対象とした収集運搬業で1事業者、処分業で1事業者、「④動植物性残さ・汚泥」を対象とした収集運搬業で2事業者、処分業で2事業者である。今後の当該制度の運用方針は、拡大志向である。</p> <p>指定後のモニタリングは、制度として明文化されてないが、実績報告の指導を行っている。</p>
11	播磨町 (34,303 人)	廃蛍光管	<p>播磨町では、平成 16 年の途中から町自らが収集する家庭系廃蛍光管の再生利用を、町内にて廃蛍光管のリサイクル事業を行っている当該民間事業者に委託してきた。そのような中、他の自治体からも当該事業者に対し、廃蛍光管のリサイクル処理委託の要望が出され、当該事業者の処理プラントが、廃蛍光管の再生利用を目的とするものであることから、再生利用指定制度を導入することとした。現在の指定事業者は、当該事業者のみである。</p> <p>なお、指定後のモニタリングは、当該事業者に毎年度の取扱量等に係る書類を提出させている。</p>
12	芸北広域環境施設組合 (52,457 人) 〈安芸高田市及び北広島町 (芸北地域を除く)〉	廃食用油 ^{※1}	<p>芸北広域環境施設組合における再生利用指定制度の導入経緯は、北広島町(当該組合構成市町村)の合併前の旧大朝町が、町の高齢化・過疎化への対応策として、廃食用油の再生利用事業化による町の活性化を推進していた住民組織(のちにNPO法人化)に対し、支援活動を行っていたことに端を発した。すなわち、当該NPO法人による町の活性化事業活動に対し、廃棄物処理法上の位置付けを明確にするため、当時の町と組合で協議を行った結果、許可制度によるのではなく、当該指定制度の導入により指定事業者として位置付けることとした。</p> <p>当該制度は、5年以上運用されているが、現在、指定事業者は、収集運搬業及び処分業いずれも前出のNPO法人1事業者のみとなっている。今後も、現状と同様にNPO法人や住民組織での活動を中心に、当該制度を活用していく意向である。</p> <p>なお、指定後のモニタリングについては、制度として明文化したものはないが、北広島町職員もボランティアとして活動参加しており、状況について事実上把握されている。</p>

※1; 第 2 項では「厨芥類」として分類

※2; 第 2 項では「草木類」として分類

表 3-1-1 再生利用指定制度に係るヒアリング調査結果概要一覧表(5/6)

NO.	市町村 (人口)	対象廃棄物 の種類	調査結果概要(導入経緯、再生利用状況等)
13	徳島市 (267,649 人)	①水草・草木類 ②木くず類※ ² ③動植物性残さ※ ¹ ④廃油類※ ¹	<p>徳島市では、主に一般廃棄物の再生利用率の向上に貢献するため、市では技術上再生利用が困難なものについて、再生利用指定制度による指定を行ってきた。当該制度そのものは、導入後5年以上経過しており、現在、指定事業者は、「①水草・草木類」を対象とした収集運搬業で 13 事業者、処分業で6事業者、「②木くず類」を対象とした収集運搬業で 13 事業者、処分業で5事業者、「③動植物性残さ」を対象とした収集運搬業で5事業者、処分業で3事業者、「④廃油類」を対象とした収集運搬業で2事業者、処分業で2事業者である。今後の当該制度の運用は、リサイクルに適した品目を扱える業者を必要な数だけ指定していく方針である。</p> <p><u>指定後のモニタリングは、当該事業者の種類ごとに取り扱い量等の実績報告を毎年提出させている。</u></p>
14	阿波市 (42,717 人)	①木くず※ ² ②水草・木くず※ ² ③動植物性残さ・廃油※ ¹	<p>阿波市では、国の要請により、一級河川である吉野川の河川堤防の維持管理で発生する水草・木くずの再生利用を行うため、再生利用指定制度を導入した。当該制度そのものは、導入後5年以上経過しており、現在、指定事業者は、「①水草・草木類」を対象とした収集運搬業で 13 事業者、処分業で6事業者、「②木くず類」を対象とした収集運搬業で 13 事業者、処分業で5事業者、「③動植物性残さ」を対象とした収集運搬業で5事業者、処分業で3事業者、「④廃油類」を対象とした収集運搬業で2事業者、処分業で2事業者である。今後の当該制度の運用は、リサイクルに適した品目を扱える業者を必要な数だけ指定していく方針である。</p> <p><u>指定後のモニタリングは、制度として設定されているが、定量的に把握するまでに至っていない。</u></p>
15	南国市 (50,472 人)	①廃プラスチック・木くず・紙くず・繊維くず ②魚あら※ ¹	<p>南国市では、現在、「①廃プラスチック・木くず・紙くず・繊維くず」及び「②魚あら」について、再生利用指定制度を導入して事業者に対し指定を行っている。指定事業者数は、「①廃プラスチック・木くず・紙くず・繊維くず」において1事業者(収集運搬業及び処分業)、「②魚あら」において2事業者(収集運搬業のみ)である。</p> <p>「①プラスチック・木くず・紙くず・繊維くず」は、当該事業者から、RPF製造施設建設時に、産業廃棄物と同時に一般廃棄物も受け入れて再生利用したい旨の申請があり、焼却処理の減量化につながることから、当該事業者に再生利用指定制度による指定を行うこととした。</p> <p>一方、「②魚あら」は、魚腸骨の再生利用を目的に、高知県及び関係市町村等が出捐し設立された財団法人への円滑な収集運搬を行うため、当該制度により2事業者に指定を行っている。</p> <p><u>指定後のモニタリングは、制度上、市が報告を求めることができるとしているが、実態の定量的な把握はされていない。</u></p>

※1;第2項では「厨芥類」として分類
 ※2;第2項では「草木類」として分類

表 3-1-1 再生利用指定制度に係るヒアリング調査結果概要一覧表(6/6)

NO.	市町村 (人口)	対象廃棄物 の種類	調査結果概要(導入経緯、再生利用状況等)
16	春野町 (16,340 人)	草・樹木 (第 2 項では 「草木類」とし て分類)	<p>春野町では、町内を流れる一級河川である仁淀川の堤防管理業務受託業者から、堤防管理業務で発生する刈草・剪定枝について、再生利用を行いたい旨の申し入れがあり、平成 13 年 5 月に「再生利用業の指定に関する要綱」を定め対応にあたった。現在、指定事業者数は、収集運搬業及び処分業とも2事業者である。</p> <p>指定後のモニタリングは、制度化されており、定量的に把握がなされている。</p> <p>今後の当該制度の運用は、平成 20 年1月に高知市との合併が予定されていることから、白紙の状態である。</p>
17	日高村 (6,162 人)	木くず類 (第 2 項では 「草木類」とし て分類)	<p>日高村では、村内を流れる一級河川である仁淀川の堤防管理業務受託業者から、堤防管理業務で発生する刈草・剪定枝について、再生利用を行いたい旨の申し入れがあり、再生利用指定制度を導入した。現在、指定事業者数は、収集運搬業のみ2事業者である。</p> <p>指定後のモニタリングについては、制度化されておらず、定量的な実績の把握がなされていない状況である。</p>
18	伊万里市 (57,907 人)	①動植物残さ(生ごみ) ②廃食用油 (第2項では① ②ともに「厨芥類」として分類)	<p>伊万里市の再生利用指定制度の導入経緯は、NPO法人を設立するに至った市内飲食店・旅館経営者及び住民によるごみの資源化活動のプロセスに重なっている。</p> <p>生ごみを焼却処理するのではなく資源化を目指すべきとの意識をもった飲食店・旅館経営者及び市民らにより設立されたNPO法人が第三者の一般廃棄物を取り扱うためには、廃棄物処理法上の取扱いを明確にする必要があり、佐賀県からの助言等を踏まえ、再生利用率の向上が図られる効果を期待し、平成16年に再生利用指定制度を導入した。</p> <p>さらに、市は、厳しい資金繰りを強いられている当該 NPO 法人に対し、間接的ながら助成金を拠出することにより支援している(今後縮小化の意向)。</p> <p>現在、指定事業者数は、当該 NPO 法人のみである。</p> <p>指定後のモニタリングについては、制度上、毎月の実績報告を義務付け、定量的な実績の把握がなされている状況である。</p>

3-2.詳細紹介事例の抽出

ヒアリング調査を行った18市町村から、詳細に紹介する事例として以下の視点から抽出を行った。

- ① 全国市町村に対し一般的な事例として参考となること（地域偏重回避及び全国的に発生する対象廃棄物についての配慮を含む。）。
- ② 再生利用指定制度をもって再生利用目的の事業を行なう民間事業者を指定した後も、市町村が直接的あるいは間接的にモニタリングなどを実施し、当該事業者において申請どおり再生利用が行われているか管理していること。
- ③ 再生利用指定制度の導入経緯あるいは今後の運用方針が、市町村の一般廃棄物の再生利用を促進させるための積極的姿勢に基づくものであること。

3-3.事例の詳細な紹介

以下に、前項の視点をもって抽出した事例について、詳細に紹介を行う。

紹介事例その1；北海道石狩市

1) 紹介事例の特徴

石狩市の事例の特徴は、以下のとおりである。

- ① 石狩市ではごみ処理施設(焼却施設等)と一般廃棄物最終処分場を有しているが、ごみ処理量の削減を目的として、再生利用指定制度による再生利用の促進を図っている状況にある。
- ② 指定事業者(処分業)が高い技術力をもって製品化(堆肥化)し、利用者との強い信頼関係を築くかたちで、循環システムを構築している。その結果、再生品の流通ルートが確保されている。

2) 導入の経緯

石狩市は、ごみ処理施設の負荷軽減と最終処分場の延命化を図る観点からごみ処理量の削減を目的として、再生利用指定制度を導入しており、指定基準を満足する事業者は、市の管理できる範囲で排除しない方針である。

石狩市での唯一の処分業での指定事業者は、北海道を中心に水産加工残さを含む動植物系残さの堆肥化を手がけており(現在道内14箇所で開催中)、食品リサイクル法等の制定による需要を視野にいれ、札幌市近郊において同様の事業展開を図る拠点を探していた。その後、堆肥需要として農業利用が見込める石狩市内に土地の手当が可能になり、石狩市に対し指定の申請を行い受理された。

3) 再生利用指定制度の実施要領

石狩市では、再生利用指定制度の運用に関して、「石狩市廃棄物の再利用及び適正処理に関する条例施行規則」(以下「石狩市再利用規則」という。)を制定している。

(1) 指定基準

石狩市再利用規則第23条に、「再生利用業の指定の基準」として、以下のとおり定められている。

(再生利用業の指定の基準)

第23条 第21条第1項に規定する指定を行う場合の基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 再生輸送(再生利用の目的となる一般廃棄物の収集又は運搬を行うことをいう。以下同じ。)を業として行う場合においては、次のいずれにも該当すること。

ア 再生利用されることが確実な一般廃棄物(以下「再生対象廃棄物」という。)の排出者からその運搬の委託を受ける者であること。

イ 再生輸送の用に供する施設及び申請者の能力が、省令第2条の2に規定する基準に適合するものであること。

ウ 再生輸送において生活環境保全上の支障が生じないこと。

- エ 申請者が法第7条第5項第4号イからヌまでのいずれにも該当しないこと。
- (2) 再生活用（再生利用の目的となる一般廃棄物の処分を行うことをいう。以下同じ。）を業として行う場合においては、次のいずれにも該当すること。
 - ア 再生対象廃棄物の排出者からその処分の委託を直接受ける者であること。
 - イ 再生活用の用に供する施設及び申請者の能力が、省令第2条の4に規定する基準に適合するものであること。
 - ウ 引き取られた再生対象廃棄物の大部分が再生の用に供されること。
 - エ 再生活用の過程において生じる一般廃棄物の処理を適切に遂行できること。
 - オ 排出者との間で再生対象廃棄物の再生利用に係る取引関係が確立されており、かつ、その取引関係に継続性があること。
 - カ 再生活用において生活環境保全上の支障が生じないこと。
 - キ 申請者が法第7条第5項第4号イからヌまでのいずれにも該当しないこと。

(2) 指定後のモニタリング

石狩市再利用規則には、再生利用が申請どおりに行われているか否かについて確認するための直接的な条項はないが、指定を受けている事業者に対し、別途、実績報告を行うよう指導しているとのこと。

4) 再生利用指定制度の活用状況

(1) 廃棄物の種類及び指定業者数

石狩市の再生利用指定制度において指定されている廃棄物の種類及び指定業者数は、以下のとおりである。

表3-3-1 廃棄物の種類及び指定業者数

項目\種類	動植物残さ
収集運搬	4業者
処分	1業者

(2) 指定業者の再生利用事業の概要

① 指定業者の概要

処分業を行っている事業者の事業内容は、以下のとおりである。北海道内14箇所において事業展開している。

- ア) 有機系動植物性残さの発酵肥料製造、販売
- イ) 発酵処理施設の企画、販売、運営、受託に関する事業

② 再生利用事業(動植物性残さりサイクル事業)の概要

処分業を行っている事業者による「動植物性残さりサイクル事業」の概要を以下に示す。

a) 排出者と再生品利用者

排出者は、大手スーパー、官公庁等で、約7,000 t /年を概ね8~12円/kgで受け入れている。札幌市内の大手スーパーが自社店舗（45店舗）の食品残さの処分に苦慮していたことも、事業展開の契機となった。

再生品は、農業者が利用し、毎年安定した需要がある。1,000円/m³で販売している。

b)堆肥化システム

堆肥化システムのフローは、以下に示すとおりである。

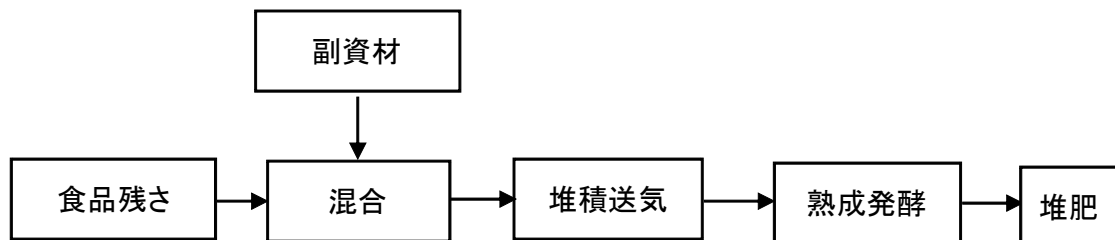


図3-3-1 堆肥化システムフロー



写真3-3-1 食品残さと副資材の混合状況

c)経営状況

前頁の受入単価及び販売単価から、採算がとれているとのこと

d)事業者としての成果

北海道特有のヒトデやホタテなど海産物系の残さの割合が高い状況において、それらの廃棄物を活かした堆肥化技術を習得し、北海道各地にて展開している。品質が良いことから安定した流通ルートを確認している。

5)今後の展開

石狩市としては、管理可能な範囲で、当該事業者のように確実な再生利用を担保できる事業者には、指定を行う方針である。また、当該事業者は、自治体を含めた排出者側のニーズがあれば、積極的に事業展開していきたい意向である。

紹介事例その2；千葉県君津市

1) 紹介事例の特徴

君津市の事例の特徴は、以下のとおりである。

- ① 君津市自身が一般廃棄物である剪定枝等の堆肥化に積極的である。
- ② 市と民間再生利用事業者とが連携して、剪定枝等の再生利用に取り組んでいる。

2) 導入の経緯

君津市は、平成14年度から一般廃棄物である剪定枝等の堆肥化を推進する事業として、年間1,100 t相当分の剪定枝堆肥化費用を予算化していた。ところが、実際には予算範囲を超えた剪定枝が発生した。

一方、当該指定事業者は、土木工事において排出される木くずについて、堆肥化又はマルチング加工を行っていた。そのような中、排出事業者からの木くずの処理に対する需要が拡大していることを受け、一般廃棄物の取扱いについて君津市へ相談を行った。その結果、君津市にとっても、堆肥化に係る能力補完につながるものとして、再生利用指定制度を導入することとし、当該事業者に対し指定を行った。

当該事業者においては、最近特にブルーベリー栽培者からマルチング材に関する問い合わせが多数寄せられていることなどを受けて、施設を増設する予定である。

3) 再生利用指定制度の実施要領

君津市では、再生利用指定制度の運用に関する実施要領等を特に定めていないが、当該事業者の実績等を考慮し、指定を行うに至った。

再生利用状況については、公共施設から発生している剪定枝を当該指定事業者へ搬入・再生利用するため、それら費用の予算化の関係などもあり、その都度ヒアリングを行っているとのこと。

4) 再生利用指定制度の活用状況

(1) 廃棄物の種類及び指定業者数

君津市の再生利用指定制度において指定されている廃棄物の種類及び指定業者数は、以下のとおりである。

表3-3-2 廃棄物の種類及び指定業者数

項目\種類	剪定枝、刈草竹等
収集運搬	0業者
処分	1業者

(2) 指定業者の再生利用事業の概要

① 指定業者の概要

事業内容は、以下のとおりである。

剪定枝等を受け入れ、葉枝は堆肥化して地元農家へ販売し、幹部分はマルチング材加工して主にブルーベリー栽培農家へ販売している。

② 再生利用事業(剪定枝等の資源循環事業)の概要

「剪定枝等の資源循環事業」の概要を以下に示す。

a) 排出者と再生品利用者

排出者は市（公共施設からの剪定枝、刈草）及び市内事業者（剪定枝）であり、再生品利用者は地元農家及びブルーベリー栽培農家である。特に、ブルーベリー栽培農家においては、ブルーベリー栽培へのマルチング材の効果がメディアで取り上げられた関係から、急速に需要が拡大している状況であるとのこと。

b) 堆肥化及びマルチング材加工システム

堆肥化及びマルチング材加工システムのフローは、以下に示すとおりで、既存施設以外に13.08 t/日の能力を有する一般廃棄物処理施設を新設する予定である。

堆肥については、破碎後1～2年間の期間をかけて製造しており、肥料取締法に基づき、定期的に成分分析を行い、品質管理している。

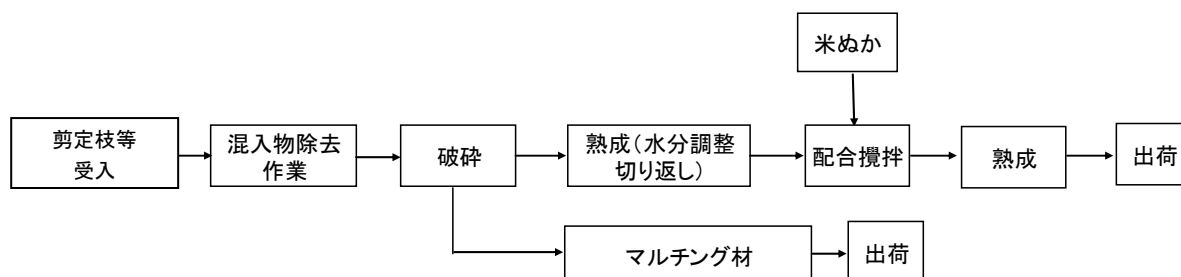


図3-3-2 再生利用システムフロー図



c)経営状況

剪定枝等の受入単価は15,000円/tで、再生品の販売単価はいずれも2tトラック(積載量4m³相当)による販売で、堆肥が5,000円/台、マルチング材が6,000円/台となっており、採算はとれているとのこと。

d)事業者としての成果

君津市の剪定枝堆肥化推進事業を補完するものとして、官民連携での剪定枝の再生利用促進に、大きく貢献している。

(3)市の堆肥化施設等での受入条件との関係

君津市の剪定枝堆肥化事業と当該再生利用指定事業との剪定枝の取扱区分は、家庭から排出される剪定枝及び事業所から排出される剪定枝の一部が君津市事業で、公共施設から排出される剪定枝及び事業所から排出される剪定枝の一部が当該指定事業者で処理されている。

なお、受入単価は、当該指定事業者が15,000円/tであるのに対し、君津市の事業では18,000円/t(破砕のみ)又は25,000円/t(堆肥化)となっている。

5)今後の展開

君津市としては、一般廃棄物である剪定枝の堆肥化を市単独で推進する方針という従来の方針を転換し、民間事業者との連携によるメリットを活かし、官民で連携して堆肥化事業を推進していく予定である。

紹介事例その3；千葉県成田市

1) 紹介事例の特徴

成田市の事例の特徴は、以下のとおりである。

- ① 成田市では、再生利用指定制度を肯定的に運用している。
- ② 指定事業者が付加価値の高い再生品（堆肥）を製品化し、利用者との強い信頼関係を築くかたちで、循環システムを構築している。その結果、再生品の流通ルートが拡大している。

2) 導入の経緯

成田市は、平成18年3月に周辺の3市町が合併し、新・成田市となった。成田市における再生利用指定制度は、旧大栄町が再生利用率の向上目的で、植物廃材について指定を行うために導入し、現在まで引き継がれているものである。現在においても、指定業者は、その1業者のみとなっている。

この事業者は、堆肥の製品化に当たって、周辺の農家の協力のもと試行錯誤を繰り返した結果、付加価値の高い堆肥製品の製造技術を確立した。

3) 再生利用指定制度の実施要領

成田市では、再生利用指定制度の運用に関する実施要領等が定められていない状況であるが、排出事業者から引き取った対象廃棄物の大部分が再生の用に供されることなどを基準として指定を行い、再生利用状況については、搬入日、搬入業者、搬入量、堆肥の搬出日、搬出先及び搬出量を毎月市長に報告させるなどしているところである。

4) 再生利用指定制度の活用状況

(1) 廃棄物の種類及び指定業者数

成田市の再生利用指定制度において指定されている廃棄物の種類及び指定業者数は、以下のとおりである。

表3-3-3 廃棄物の種類及び指定業者数

項目\種類	植物廃材
収集運搬	0業者
処分	1業者

(2) 指定業者の再生利用事業の概要

① 指定業者の概要

事業内容は、以下のとおりである。

- ア) 植物廃材を堆肥化し、周辺農家等に販売している。
- イ) 植物廃材を破砕加工し、畜産用敷料として酪農農家に販売している。

ウ) 植物廃材を破砕加工し、空地等の不要な雑草・雑木の発生を抑制するためのグリーンコントロール材（敷き込み・転圧し、地表を覆うことにより雑草の発芽を抑制するもの）として土地管理者等に販売している。

エ) 不要植物材のリサイクル目的による雑草雑木制御工法の効果について千葉大学と共同研究を行っている。

② 再生利用事業(植物廃材の資源循環事業)の概要

「植物廃材の資源循環事業」の概要を以下に示す。

a) 排出者と再生品利用者

排出者は、道路や公園の管理者である公共であり、再生利用対象品目である植物廃材の大部分が剪定枝である。一方、再生品の利用者は、施設周辺の協力農家やその他の地域の有機農業農家であり、農家のニーズに対応した堆肥化が行われている（下図参照）。その他に、グリーンコントロール材又は畜産敷料材としても再生されている。

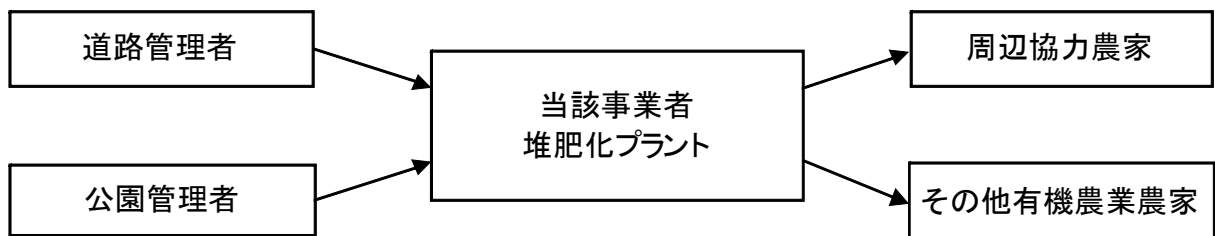


図3-3-3① 当該事業者の循環システム概念図

b) 堆肥化システム

堆肥化システムのフローは、以下に示すとおりで、30,000 t/年の能力を有する施設において、現在、年間15,000 t/年の植物廃材を取り扱っている。堆肥の製造は、植物廃材受入れから製品出荷まで3～4年をかけており、養分のバランスや乳酸菌発酵状態から、利用者である農家からの評判も高く、需要が拡大しているとのこと。

品質管理のために、肥料取締法に基づく管理を行うことはもちろん、処理工程においては、特に混入物除去作業に手間をかけており、回収段階でも製品に鉛などの重金属が蓄積する恐れがある建設廃材などの不適物の混入を極力回避している。

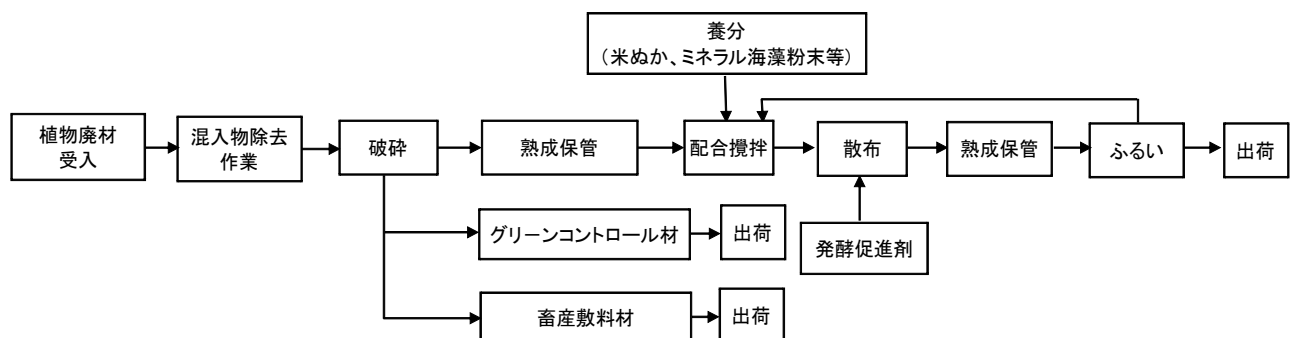


図3-3-3② 当該事業者の再生利用システムフロー図



写真3-3-3① 受入植物廃材



写真3-3-3② 発酵状況



写真3-3-3③ 熟成状況



写真3-3-3④ ふるい設備

c)経営状況

受入単価は1,000～2,000円/m³で、堆肥の販売単価がおおむね20円/kgとなっている。これに対し、堆肥製造コストは、5,300円/m³で採算がとれているとのこと。ただし、混入物除去作業に手間がかかり、製造コストのかなり部分を占めていることから、道路・公園管理者である公共に、異物の混入防止についての協力を要請することを検討している。

d)事業者としての成果

地元の農家との信頼関係を築くことにより、現代農業に応じた堆肥づくりのノウハウを開発し、高品質な堆肥づくりを実現することにより、製品利用者から高い評価を得て、需要が拡大している状況である。循環型システムの構築においては、再生品の流通ルートの確保が最重要課題であるが、その課題を再生品の品質を高めることにより解決している事例といえる。

5)今後の展開

成田市としては、当面、現状どおり再生利用指定制度を運用していく方針である。一方、指定業者は、需要拡大を受けて、将来的に能力を年間50,000 tに拡張したい意向を持っている。

紹介事例その4；岐阜県高山市

1) 紹介事例の特徴

高山市の事例の特徴は、以下のとおりである。

- ① 高山市が再生利用指定制度を肯定的に運用している。
- ② 地域特性（産業特性）に応じた再生利用事業の展開を行っている。

2) 導入の経緯

高山市は、平成17年2月に周辺の10市町村が合併し、新・高山市となった。高山市は周辺地域を含め、元来山林が広がり林業が盛んな土地柄である。そのような中、木くずの再生利用事業への展開を考えた当該木材会社が当時の久々野町（のちに高山市と合併）に対し、木製パレットなどの一般廃棄物である木くずの再生利用について申し入れを行い、それを受けた同町が一般廃棄物の再生利用を促進するため、当該制度を導入し、現在に至るものである。

3) 再生利用指定制度の実施要領

高山市では、再生利用指定制度の運用に関する事項については、「高山市廃棄物の処理及び清掃に関する規則」（以下「高山市廃掃規則」という。）において規定している。

(1) 指定基準

高山市廃掃規則には、指定を行う場合の基準を定めた直接的な条項はないが、申請の手続きについては、第16条に、「再生利用業の指定の申請」として、以下のとおり定められている。

（再生利用業の指定の申請）

第16条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第2条第2号に規定する再生利用業の個別の指定（以下「再生利用個別指定」という。）を受けようとする者は、市長に対し、再生利用個別指定業指定申請書（別記様式第13号）に、次の各号に掲げる書類及び図面を添えて、再生利用業の指定の申請をしなければならない。

- (1) 事業計画の概要を記載した書類
- (2) 再生利用の方法を明らかにする書類及び図面
- (3) 取引の関係を証する書類
- (4) 生活環境保全上の対策を記載した書類及び図面
- (5) 再生利用のための一般廃棄物の収集又は運搬（以下「再生輸送」という。）のみを行おうとする者が申請するときは、再生輸送を除く再生利用（以下「再生活用」という。）を行う者との委託関係を証する書類
- (6) 再生活用を行おうとする者が再生輸送を委託するときは、その委託関係を証する書類

(7) 再生利用において生ずる廃棄物の処理方法を記載した事項
 (以下略)

なお、「再生利用個別指定業指定申請書（別記様式第13号）」には、「事業範囲」、「再生利用の目的」、「再生利用の方法」、「取引関係」を記載することとされている。

(2) 指定後のモニタリング

高山市廃掃規則には、再生利用が申請どおりに行われているか否かについて確認するための直接的な条項はないが、指定を受けている事業者に対し、毎年1回以上の報告書等の提出を指導しているとのこと。

4) 再生利用指定制度の活用状況

(1) 廃棄物の種類及び指定業者数

高山市の再生利用指定制度において指定されている廃棄物の種類及び指定業者数は、以下のとおりである。

表3-3-4① 廃棄物の種類及び指定業者数

項目\種類	剪定枝、河川流木、刈草、竹、木竹製家具類、その他木竹製廃材	発泡スチロール及びトレイ
収集運搬	0業者	0業者
処分	2業者	1業者

(2) 再生利用率向上への貢献度合

再生利用指定制度の活用による再生利用率向上への貢献度合は、下表のとおりである。

表3-3-4② 再生利用率向上への貢献度合

種類\項目	①平成17年度 指定業者取扱量	②平成16年度新・高山市 内可燃ごみ排出量	貢献度合 ①÷(①+②)
剪定枝、河川流木等	264t/年	—	—
発泡スチロール等	92t/年	—	—
計	356t/年	24,892t/年	1.43%※

※ ①の取扱量のすべてが高山市内で排出された事業系一廃とした場合の数値

(3) 指定業者の再生利用事業の概要

① 指定業者の概要

剪定枝等の処分を行っている事業者の事業内容は、以下のとおりである。

ア) 剪定枝や刈草は、堆肥原料や吹き付け資材として再生し、堆肥製造会社へ出荷している。

イ) 河川流木等は、製紙用チップとして製紙会社へ出荷している。

ウ) 竹、木竹製家具類、その他木竹製廃材は、燃料用チップとして製紙会社へ出荷してい

る。

② 再生利用事業(木くずの再生利用事業)の概要

剪定枝等の処分を行っている事業者による「木くずの再生利用事業」の概要を以下に示す。

a) 排出者と再生品利用者

排出者は運送会社(パレット)、機械販売店(木杣)及び個人(剪定枝他)等であり、再生品利用者は堆肥製造会社及び製紙会社である。

b) 再生品化システム

再生品化システムのフローは、以下に示すとおりである。品質管理方法については、利用者のニーズにも対応するため、自社管理以外にも例えば製紙用チップについては、出荷先の製紙会社による製紙用チップに対する水分(含水率)、防虫処理木材等の検収が行われている。

なお、製紙用チップは、バージンの製紙原料に対する補助的原料であり、製紙の品質に影響を及ぼすため、上質紙には使用されないものである。

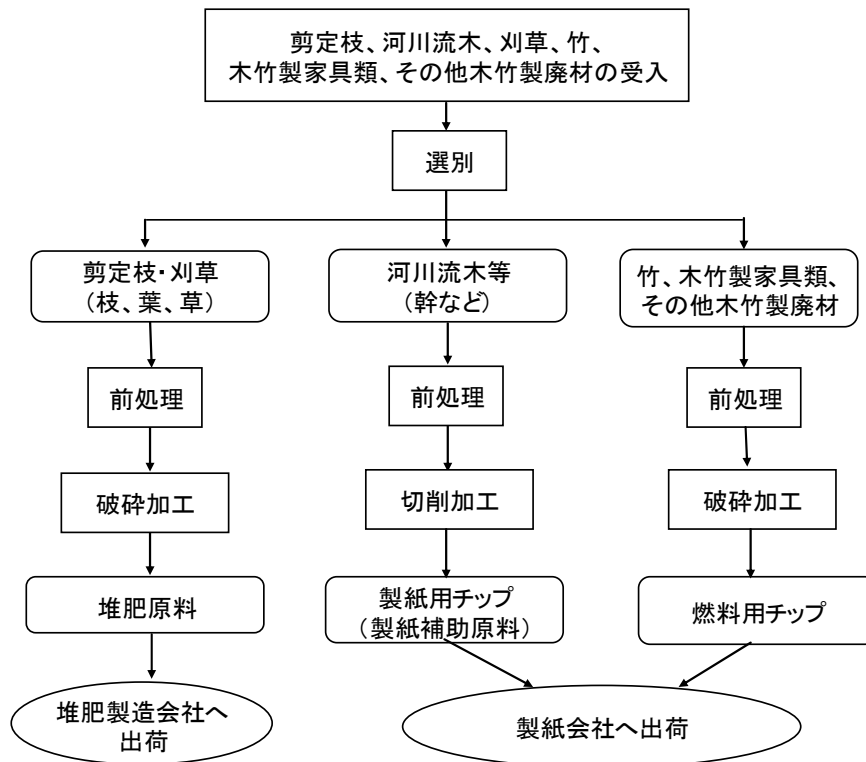


図3-3-4 再生利用事業フローシート



写真3-3-4 堆肥製造会社向け出荷用堆肥原料

c)経営状況

受入単価は、搬出者の直接搬入で70円/10kg、再生品の販売単価は、製紙用チップが12,000円/t、燃料用チップが1,000円/tとなっている。特に、燃料用チップの販売単価は、近年高騰の兆しがあるとのこと。

d)事業者としての成果

林地が多いという地域特性を鑑み、木質廃棄物の再生を事業化しており、地域特性に応じた循環システムを実践しているといえる。

(4)再生利用指定制度の運用に係る課題等

高山市内の事業者が一般廃棄物として木くずを排出する場合には、市の焼却施設へ可燃ごみとして持ち込むか、指定事業者等の民間事業者へ持ち込むかのいずれかの方法を選択することができるが、市の焼却施設へ持ち込む場合の処理費用の方が安価であるため、指定事業者として、木くずの確保に苦慮している側面がある。

5)今後の展開

高山市としては、基本的に現状どおり継続して再生利用指定制度を運用していくとのことである。その一方で、生ごみの再生利用を目的とした民間事業者から相談を受けるなどしているが、再生利用指定制度に係る情報が少なく、新規の指定に当たっては、なお苦慮しているのが実情である。

紹介事例その5；三重県津市

1) 紹介事例の特徴

津市の事例の特徴は、以下のとおりである。

- ① 津市では、再生利用指定制度の制度拡充展開の意向がある。
- ② 自己完結型循環システムから拡大を図り、地域循環型システムにまで発展させた再生利用事例である。

2) 導入の経緯

津市は、平成18年1月に周辺の10市町村と合併し、新・津市となった。津市における再生利用指定制度の導入経緯は、合併前の旧市町村による指定の経緯に遡る。合併前の旧久居市に対し、事業系一般廃棄物の排出者等から、一般廃棄物である動植物性食物残さ（生ごみ）の堆肥化を行いたい旨の要請があり、これを受けた旧久居市は、三重県等と協議した上で、「市再生利用個別指定業者に関する規則」を新設の上、平成7年7月に指定を行った。合併後も再生利用率の向上を図る目的で、再生品の利用先の確保が確実であるとの判断されるケースについて指定を行っている。

3) 再生利用指定制度の実施要領

津市では、再生利用指定制度の運用に関して、「津市一般廃棄物再生利用業の個別指定に関する規則」（以下「津市個別指定規則」という。）を制定している。

(1) 指定基準

津市個別指定規則には、指定を行う場合の基準を定めた直接的な条項はないが、申請の手続きについては、津市個別指定規則第2条に、「指定の申請等」として、以下のとおり定められている。

（指定の申請等）

第2条 個別指定を受けようとする者又は個別指定の更新を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、再生利用業個別指定（指定更新）申請書（第1号様式）により市長に申請しなければならない。

2 再生利用業個別指定（指定更新）申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 〈略〉

(2) 〈略〉

(3) 申請書が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第7条第5項第4号イからヌまでのいずれにも該当しない旨を記載した書面

〈以下略〉

なお、「再生利用業個別指定（指定更新）申請書（第1号様式）」には、「事業範囲」、「再生利用の目的」、「再生利用の方法」、「排出者からの受ける輸送費の単価」、「取引関係」を記載することとされている。

(2)指定後のモニタリング

津市個別指定規則には、再生利用が申請どおりに行われているか否かについて確認するための直接的な条項はないが、指定を受けている事業者に対し、実績報告を行うよう指導しているとのこと。

4)再生利用指定制度の活用状況

(1)廃棄物の種類及び指定業者数

津市の再生利用指定制度において指定されて指定されている廃棄物の種類及び指定業者数は、以下のとおりである。

表3-3-5① 廃棄物の種類及び指定業者数

項目\種類	草、木くず、竹等	動植物性食物残さ
収集運搬	5業者	1業者
処分	5業者	1業者

(2)再生利用率向上への貢献度合

再生利用指定制度の活用による再生利用率向上への貢献度合は、下表のとおりである。

表3-3-5② 再生利用率向上への貢献度合

種類\項目	①平成16年度 指定業者取扱量	②平成16年度新・津市内 事業系ごみ排出量	貢献度合 ①÷(①+②)
草、木くず、竹等	約3,460t/年※1		—
動植物性食物残さ	419.5t/年		—
計	約3,880t/年	55,728t/年	6.5%※2

※1;1事業者のみの取扱量

※2;①の取扱量のすべてが津市内で排出された事業系一廃とした場合の数値

(3) 指定業者の再生利用事業の概要

① 指定業者の概要

動植物性食物残さの処理を行っている事業者の事業内容は、以下のとおりである。

ア) 生ごみを堆肥化し、グループ会社（農産物生産会社）の農場及び周辺の協力農家において使用し、そこで栽培された農作物をグループ会社（流通会社）を利用して流通させ、さらに流通先のスーパー等から排出される生ごみを回収（収集）する循環システムを構築している。

イ) 堆肥の有効性について日本大学や三重大学などと共同研究を行っている。

ウ) 小学校へ出向き堆肥づくりを体験させたり、小学校からの活動視察を受け入れることにより環境教育への協力を積極的に行っている。

② 再生利用事業(生ごみの資源化循環事業)の概要

動植物性食物残さの処理を行っている事業者の事業内容は、「生ごみの資源化循環事業」の概要を以下に示す。

a) 排出者と再生品利用者と農作物の流通者

当該事業においては、再生品利用者及び流通者としてグループ会社を活用することにより、自己完結型の循環システムを構築している（下図参照）。具体的には、排出者であるスーパーや飲食店などから生ごみを回収し、これを再生した堆肥を再生品利用者であるグループの農産物生産会社や周辺の協力農家で使用している。またそれらの利用者が栽培した農作物をグループの流通会社を利用して、排出者でもある地元スーパーなどに卸したり、直営販売所において住民に販売している。

なお、再生品利用者である農家が当該事業に協力するメリットとして、生産する農作物が直接小売店に流通させることができるため、中間マージンが発生せず、利益が向上することが掲げられる。

以上のように、再生利用システムが安定して機能している状況である。

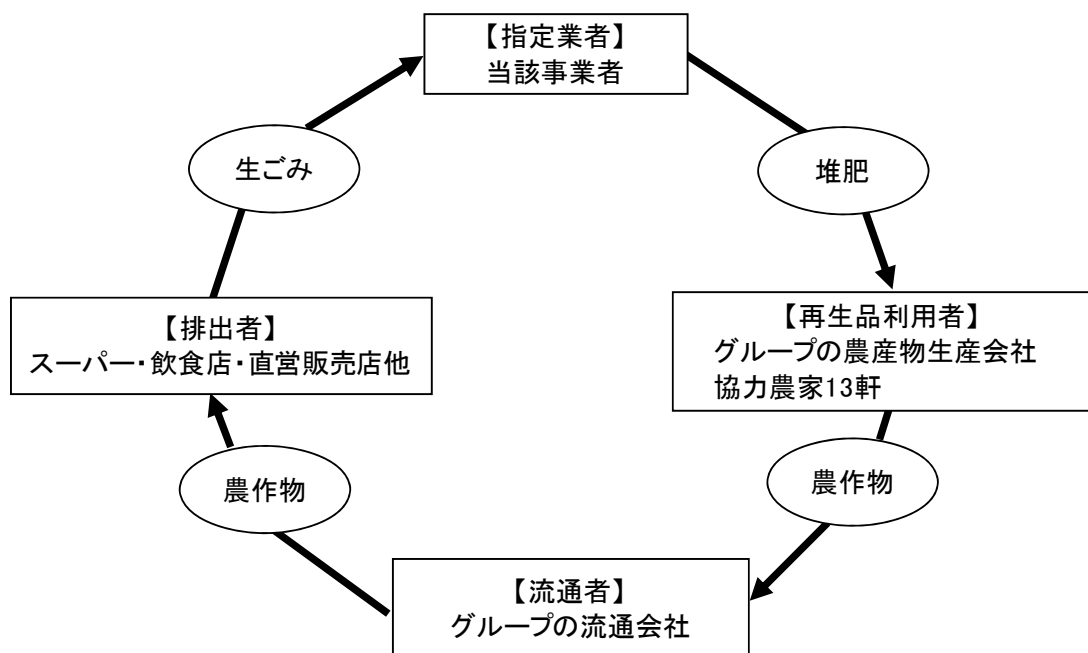


図3-3-5① 当該グループの地域循環型システム概念図

b) 堆肥化システム

堆肥化システムのフローは、以下に示すとおりであり、6.4 t/日の能力を有する施設（現状での稼働は4 t/日程度）において、製品化している。

品質管理方法のために、定期的に成分分析を行ったり、堆肥による土壌や農作物に与える影響について、大学と共同研究しており、実証データや分析データなどを蓄積している。

このように、堆肥の品質は、協力農家や日本大学などとの連携により、高い評価が得られているおり、その結果として、三重県リサイクル製品として認定を受けている。

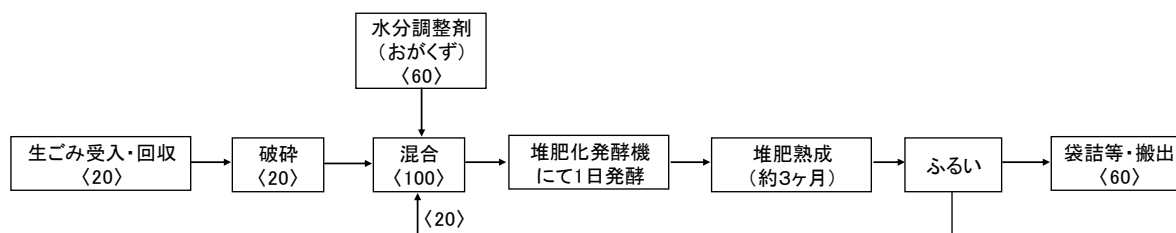


図3-3-5② 堆肥化システムフロー図



写真3-3-5① 破碎設備



写真3-3-5② 熟成状況



写真3-3-5③ 堆肥(袋入製品)



写真3-3-5④ 製造堆肥を利用した野菜栽培状況



写真3-3-5⑤ 製造堆肥を利用して栽培された農作物の販売状況

c)経営状況

生ごみ受入単価は19円/kgで、堆肥の販売単価はバラ売りで1,500円/m³、袋詰販売で450円/400（27円/kg程度）となっている。当該循環システムを構成するグループ会社3社は、各々採算がとれているとのこと。

d)事業者としての成果

高品質な堆肥づくり事業をコアとした自己完結型循環システムを構築し、そのシステムに周辺地域の農家、住民、スーパー・飲食店、大学などを組み込むことにより、地域循環型システムに発展させている。さらに、地域における取組を次世代に継承するため、小学生に対する環境教育にも積極的に取り組んでいる。

(4)市の焼却施設での事業系可燃ごみ受入条件との関係

津市内の事業者が一般廃棄物として生ごみを排出する場合には、市の焼却施設へ可燃ごみとして15円/kgで持ち込むか、19円/kgで当該事業者へ持ち込むかのいずれかの方法を選択することができる。

処理費用だけを比較した場合には、市の焼却施設へ持ち込む方が安価であるといえるが、当該事業に参画することにより、地域における企業価値の向上を図れるなどコスト負担以外の利益を享受することができることから、処理費用の差が直ちに当該事業の障害になっている状況にないと考えられる。

5)今後の展開

津市としては、当該事業のように利用先が確実に確保されている事業者の再生利用指定の申請については、積極的に応じる方針である。しかし、現実には、再生利用方法として堆肥化の事業を申請する事業者はいるものの、その多くは、利用者の確保に苦慮しているのが実態である。このため、堆肥の需要の掘り起こしが実現できれば、再生利用が拡大する可能性が高いため、農業政策の担当部署と密接に連携していく意向である。

紹介事例その6；兵庫県姫路市

1) 紹介事例の特徴

姫路市の事例の特徴は、以下のとおりである。

- ① 姫路市が再生利用指定制度を肯定的に運用している。
- ② 指定業者が付加価値の高い再生品（堆肥）を製品化し、その結果、再生品の流通ルートが拡大している。

2) 導入の経緯

姫路市は、一般廃棄物の再生利用率の向上などを目的として、動植物性残さ等の再生利用について、再生利用指定制度を導入し、指定を行ってきた経緯がある。

その中で、現在、一般廃棄物である動植物性残さの処分を行っている事業者は、産業廃棄物についての動植物性残さ堆肥化事業から一般廃棄物へ拡張を図るため指定を申請し、認められたものである。

3) 再生利用指定制度の実施要領

姫路市では、再生利用指定制度の運用に関する事項については、「姫路市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則」（以下「姫路市廃掃規則」という。）において規定している。

(1) 指定基準

姫路市廃掃規則第13条に、「再生利用業の指定の基準」として、以下のとおり定められている。

（再生利用業の指定の基準）

第13条 市長は、前条第1項の申請が次の各号に掲げる指定の区分に応じ、当該各号に定める基準に適合すると認めるときは、当該申請に係る再生利用業の指定をするものとする。

(1) 第2条第2号に規定する指定

ア 再生利用されることが確実な一般廃棄物（以下「再生対象廃棄物」という。）の排出事業者からその収集又は運搬の委託を受ける者であること。

イ 再生輸送（再生対象廃棄物の収集又は運搬を行うことをいう。以下同じ。）の用に供する施設及び申請者の能力が、省令第2条の2に規定する基準に適合するものであること。

ウ 排出事業者から再生輸送に要する適正な費用の一部であることが明らかな料金のみを受領するなど、再生輸送が営利を目的としないものであること。

エ 再生輸送において生活環境の保全上支障が生じるおそれがないこと。

オ 申請者が法第7条第5項第4号イからオまでのいずれにも該当しないこと。

- カ 申請者が第18条の規定により再生利用業の指定を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者でないこと。
- (2) 第2条の3第2号に規定する指定
- ア 再生対象廃棄物の排出事業者からその処分の委託を受ける者であること。
- イ 再生活用(再生対象廃棄物の処分を行うことをいう。以下同じ。)の用に供する施設及び申請者の能力が、省令第2条の4に規定する基準に適合するものであること。
- ウ 引き取られた再生対象廃棄物の大部分が再生の用に供されること。
- エ 排出事業者から再生活用に要する適正な費用の一部であることが明らか料金のみを受領するなど、再生活用が営利を目的としないものであること。
- オ 再生活用の過程において生じる廃棄物の処理を適切に遂行できること。
- カ 排出事業者との間で再生対象廃棄物の再生利用に係る取引関係が確立されており、かつ、その取引関係に継続性があること。
- キ 再生活用において生活環境の保全上支障が生じるおそれがないこと。
- ク 申請者が法第7条第5項第4号イからヌまでのいずれにも該当しないこと。
- ケ 申請者が第18条の規定により再生利用業の指定を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者でないこと。

(2)指定後のモニタリング

姫路市廃掃規則は、再生利用が申請どおりに行われているか否かについて確認するための直接的な条項はないが、指定を受けている事業者に対し、別途、実績報告を行うよう指導しているとのこと。

4)再生利用指定制度の活用状況

(1)廃棄物の種類及び指定業者数

姫路市の再生利用指定制度において指定されている廃棄物の種類及び指定業者数は、以下のとおりである。

表3-3-6 廃棄物の種類及び指定業者数

項目\種類	生ごみ	木くず	魚腸骨	動植物性残さ、汚泥
収集運搬	1業者	2業者	1業者	2業者
処分	1業者	2業者	1業者	2業者

(2)指定業者の再生利用事業の概要

① 指定業者の概要

動植物性残さの処理を行っている事業者の事業内容は、以下のとおりである。

- ア) 伐採工事及びそれに伴う生木・伐根の再生、堆肥化、倒木処理、造園緑化
- イ) 食品循環資源による肥料の製造、土づくり、ブルーベリー農園の運営・出荷
- ウ) 牡蠣の養殖、牡蠣ガラの有効利用、魚のアラ等の再飼料化

② 再生利用事業(動植物性残さリサイクル事業)の概要

動植物性残さの処分を行っている事業者による「動植物性残さリサイクル事業」の概要を以下に示す。

a) 排出者と再生品利用者

排出者は、スーパーやショッピングセンターで、日量70～80 t/日を受け入れている。

再生品は、堆肥製品の90% (10%は自己消費) を農業用として販売しており、ホームセンターをはじめ全国に納入ルートをもつ。ただし、良質な堆肥をつくる技術があるものの、販売ルートによっては、良い堆肥より売れる (安くて標準レベルのもの) 堆肥を求められる。

b) 堆肥化システム

堆肥化システムのフローは、以下に示すとおりであり、粉碎や加圧、加熱などの前処理 (効率堆肥化) を行った後、2週間で1次発酵を終え、その後熟成レーンにおいて約3ヶ月かけて熟成させる。

良質の堆肥を製造するポイントとして、受け入れる動植物性残さ等の配合を掲げている。

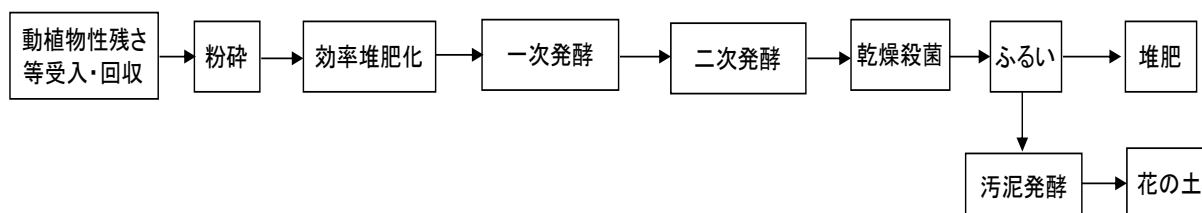


図3-3-6 堆肥化等再生利用システムフロー図



写真3-3-6① 食品残さ専用回収容器



写真3-3-6② 粉碎机



写真3-3-6③ 乾燥機

c)経営状況

受入単価は15円/kgで、自己消費する以外の堆肥は、すべて納入先に売却しており、全体的な採算はとれているとのこと。

d)事業者としての成果

確かな再生品品質を維持することにより、流通ルートが拡大している。さらに、自ら農業法人なども手掛け、農業と再生利用事業を融合させた事業を展開している。

5)今後の展開

姫路市としては、市町村ごとの再生利用指定制度の実施状況や理解度合の違いにより、再生利用事業の広域化を図る上での支障となっている側面があるとの認識であり、周辺市町村との連携が課題となっている。

紹介事例その7；広島県芸北広域環境施設組合

1) 紹介事例の特徴

芸北広域環境施設組合の事例の特徴は、以下のとおりである。

- ① 町の高齢化・過疎化への対応として、町興し・町の活性化を目指した廃食用油の資源化を積極的に推進しているNPO法人の活動について、廃棄物処理法上の位置付けを明確にするものである。
- ② 当該NPO法人による廃食用油の資源化活動について、官民が協同して事業を推進することにより、町興しや町の活性化につながっている。
- ③ 当該NPO法人は、廃食用油のバイオディーゼル燃料（BDF）化事業以外に、その実績を活用したごみの資源化促進の啓発及び環境教育活動を行っている。

2) 導入の経緯

芸北広域環境施設組合を構成している旧大朝町（現北広島町）の住民グループ（後にNPO法人化）が、旧大朝町の全面的な支援の下、町の高齢化・過疎化を防ぐための町興し・町の活性化を目的として、廃食用油のBDF化事業を行うに当たり、廃棄物処理法上の位置付けを明確にするため、再生利用指定制度を導入したものである。

3) 再生利用指定制度の実施要領

芸北広域環境施設組合では、再生利用指定制度の運用に関する事項については、「芸北広域環境施設組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則」（以下「組合廃掃規則」という。）において規定している。

(1) 指定基準

組合廃掃規則には、指定を行う場合の基準を定めた直接的な条項はないが、申請の手続きについては、組合廃掃規則第6条に、以下のとおり定められている。（条文抜粋）

（一般廃棄物の再生利用業の個別指定）

第6条 一般廃棄物を再生利用する目的で、当該一般廃棄物を排出する者から無償で引き取り、そのみの収集若しくは運搬（以下これらを「再生輸送」という。）又は処分（以下「再生活用」という。）を業として行おうとする者は、別記様式第9号による申請書を管理者に提出し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第2条第2号又は第2条の3第2号の規定による再生利用業の個別の指定（以下「再生利用業個別指定」という。）を受けなければならない。

2 前項の申請書には、第2条第2項に規定するもののほか、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

(1) 取引関係を記載した書類

- (2) 生活環境保全上の対策を記載した書類
 - (3) 再生輸送を業として行おうとするものが申請する場合には、再生活用を業として行う者との委託関係を記載した書類
 - (4) 再生利用を業として行う場合は、処理工程図
 - (5) 再生利用を業として行おうとする者が再生輸送を委託する場合には、その委託関係を記載した書類
- 3 第1項の再生利用業個別指定を受けたもの(以下「再生利用個別指定業者」という。)は、その一般廃棄物の再生輸送又は再生活用の事業の範囲を変更しようとするときは、別記様式第10号による申請書を管理者に提出し、変更の指定を受けなければならない。ただし、その変更が事業の一部廃止であるときは、この限りではない。
- 4 前項の申請書には、当該事業の範囲の変更に係わる第2項に規定する書類及び図面を添付しなければならない。

当該再生指定事業者を指定する際には、申請文書の書類調査及び現地調査を行うとともに、以下の確認作業を行った。

- ア) 申請者に対するヒアリング調査
- イ) 施設所在町からの意見聴取

(2)指定後のモニタリング

組合廃掃規則には、再生利用が申請どおりに行われているか否かについて確認するための直接的な条項はないが、当該組合の構成町である北広島町の職員もボランティアとして活動参加しており、状況について事実上把握されている。

4)再生利用指定制度の活用状況

(1)廃棄物の種類及び指定業者数

芸北広域環境施設組合の構成市町村の再生利用指定制度において指定されている廃棄物の種類及び指定業者数は、以下のとおりであり、いずれも、当該NPO法人のみの指定である。

表3-3-7 廃棄物の種類及び指定業者数

項目\種類	廃食用油
収集運搬	1業者
処分	1業者

(2)指定業者の再生利用事業の概要

① 当該NPO法人の概要

活動内容等は、以下のとおりである。

- ア) 活動 : a) 環境の保全を図る活動
 b) まちづくりの推進を図る活動
 c) 社会教育の推進を図る活動
- イ) 事業 : a) 特定非営利活動に係る事業
 b) 収益事業 (特産品の販売事業 ほか)

② 再生利用事業(廃食用油の資源化循環事業)の概要

「廃食用油の資源化循環事業」の概要を以下に示す。

a) 排出者(住民)の持込方法と収集運搬方法

各家庭から排出された廃食用油は、住民自ら回収ステーションへ持ち込み回収ステーションに集まった廃食用油を当該NPO法人が大朝BDF精製施設へ運搬している。

b) 再生方法、利用方法及び利用先、発生残さの取扱方法など

処理施設で再生したBDFは、スクールバスや小型の発電機等の燃料として使用されている。また、副産物のグリセリンについては、機械製造業者に販売されている。

平成17年には、7,358ℓを回収し、7,460ℓを販売しており(販売量が回収量を上回っているのは越年して再生されたためである。)、80%以上の高率で再生が可能となっている。



写真3-3-7① 廃食油回収車



写真3-3-7② 製造BDF利用のスクールバス

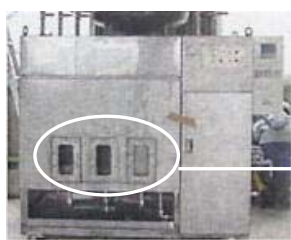


写真3-3-7③ BDF製造設備



写真3-3-7④ BDF製造状況

c) 経営状況

NPO法人であることもあり、無料で受け入れを行っており、収入は会員(23名)の会費(2,000円/月・人)、施設視察の資料代(2,500円/回・人)、BDF売上(110円/ℓ、

町営町内巡回バスへの供給)などである。その他にも、地域住民からの寄付金(230万円)等をプラント購入資金に充てるなどしている。しかし、採算ギリギリで、人件費を計上する余裕はなく、人手は、無償のボランティアに頼らざるを得ない状況である。

d)事業者としての成果

資金繰りが厳しい中でも、会員のボランティア活動を中心に、着実に地域における資源循環型社会の構築を目指した活動が広まっている。それにより、当該NPO法人の活動の本来の目的である町興し・町の活性化が図られている。

6)今後の展開

運営費を安定的に確保することが今後の課題であり、その対策としてBDFの品質向上による販路拡大や行政機関での積極的利用を図ることなどが考えられる。

紹介事例その8；佐賀県伊万里市

1) 紹介事例の特徴

伊万里市の事例の特徴は、以下のとおりである。

生ごみ（一般廃棄物）の資源化を積極的に推進しているNPO法人の活動について、廃棄物処理法上の位置付けを明確にするものである。

- ① 当該NPO法人の生ごみの資源化活動は、地元の大学、商工会議所等と連携・協同したものであり、堆肥化技術や流通基盤が確立されている。
- ② 当該NPO法人に対し、その厳しい財務状況に配慮し、市は間接的に助成金を拠出するなどの支援を行っている。
- ③ 当該NPO法人は、生ごみの資源化事業以外に、その実績を活用したごみの資源化促進の啓発及び環境教育活動を行っている。

2) 導入の経緯

伊万里市においては、生ごみを焼却処理するのではなく資源化を目指すべきとの意識をもった市民団体（後にNPO法人化）が、生ごみの再生利用について地元の大学などとの共同研究を行うとともに、県商工連合会、市商工会議所、市民等の支援を受け、平成12年に堆肥化実験プラントを整備し、実証実験を開始した。

これを受け、伊万里市としては、佐賀県からの助言等を得て、当該NPO法人の活動について廃棄物処理法上の位置づけを明確にするとともに、再生利用率の向上が図られる効果を期待し、平成16年に再生利用指定制度を導入した。

さらに、伊万里市は、当該NPO法人の活動資金の確保が困難な状況に配慮し、当該NPO法人の活動に対して助成金を拠出するに至っている。

3) 再生利用指定制度の実施要領

伊万里市では、再生利用指定制度の運用に関して、「伊万里市一般廃棄物再生利用業者の個別指定に関する規則」（以下「伊万里市個別指定規則」という。）を制定している。

(1) 指定基準

伊万里市個別指定規則第3条に「指定の基準」として、以下のとおり定められている。

（指定の基準）

第3条 市長は、申請者が次の各号に掲げる者にあつては、当該各号に定める基準のすべてに適合していると認めるときでなければ、指定をしてはならない。

(1) 一般廃棄物(以下「廃棄物」という。)の再生利用を業として行おうとする者

ア 廃棄物を原則として無償又は再生利用に要する適正な費用の一部であることが明らかな料金で排出者から引き取ること。

イ 廃棄物の再生利用に供する施設及び申請者の能力が、省令第2条の4第1号イ

(2)(3)及び同号ロ(1)(2)の基準に適合するものであること。

ウ 引き取られた廃棄物は、その大部分が再生利用の用に供されること。

エ 排出者と申請者との間に特定の取引関係が確立しており、かつ、その取引関係に継続性があること。

オ 再生利用において生活環境保全上の支障が生じないこと。

カ 再生利用において生ずる廃棄物の処理を的確に遂行できること。

(2) 廃棄物の再生輸送(再生利用のための収集又は運搬を行うことをいう。以下同じ。)を業として行おうとする者

ア 再生利用業者が自ら再生輸送を行うか、又は再生利用業者の委託に基づく再生輸送を行うこと。

イ 再生輸送の用に供する施設及び申請者の能力が省令第2条の2の基準に適合するものであること。

ウ 再生輸送する廃棄物は、すべて再生利用施設に搬入されること。

エ 再生輸送において生活環境保全上の支障が生じないこと。

2 市長は、前項の指定に期限を付し、又は生活環境の保全上必要な条件を付すことができる。

(2)指定後のモニタリング

伊万里市個別指定規則第11条及び第12条に「帳簿の記載及び保存」及び「報告」として以下のとおり定められており、毎月の実績報告書の提出を義務付けている。

(帳簿の記載及び保存)

第11条 指定業者は、帳簿を備え、その廃棄物の再生利用又は再生輸送について、次の表の左欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる事項を記載しなければならない。

区分	記載事項
再生利用	1 受入れ又は再生利用年月日 2 排出者ごとの受入量及び受入金額 3 再生利用の方法及び再生利用量
再生輸送	1 再生輸送年月日 2 排出者ごとの再生輸送量 3 再生輸送の方法及び輸送先ごとの再生輸送量

2 前項の帳簿は、事業場ごとに備え、毎月15日までに前月中における同項に規定する事項について記載を終了しなければならない。

3 第1項の帳簿は、1年ごとに整備し、その後5年間事業場ごとに保存しなければならない。

(報告)

第12条 指定業者は、毎月末までに、前条の帳簿の記載内容に関する報告書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

4) 助成制度の概要

伊万里市では、環境保全や創造（快適な環境づくり）に関する地域住民等の実践活動を促進するために、住民、事業所（者）、環境ボランティア団体等で構成する組織に対し、補助金を交付する制度を設け、伊万里市環境保全創造住民活動支援事業費補助金交付要綱を定めて運用している。当該NPO法人も「廃棄物対策・地域美化実践活動事業」として、補助金の交付を受けているところである。

5) 再生利用指定制度の活用状況

(1) 廃棄物の種類及び指定業者数

伊万里市の再生利用指定制度において指定されている廃棄物の種類及び指定業者数は、以下のとおりであり、いずれも、当該NPO法人のみの指定である。

表3-3-8① 廃棄物の種類及び指定業者数

項目\種類	動植物性残さ(生ごみ)	廃食用油
収集運搬	1業者	1業者
処分	1業者	1業者

(2) 再生利用率向上への貢献度合

再生利用指定制度の活用による再生利用率向上への貢献度合は、下表のとおりである。

表3-3-8② 再生利用率向上への貢献度合

項目\種類	動植物性残さ(生ごみ)	廃食用油
①指定事業者による再生利用量※1	540t/年	4.6kL/年
②市内における賦存量※2	6,560t/年	183kL/年
割合(=①÷②×100)	8.2%	2.5%

※1;平成17年度取扱い量実績

※2;伊万里市バイオマスタウン構想における賦存量

(3) 指定業者の再生利用事業の概要

① 動植物性残さ(生ごみ)の処理を行っている当該NPO法人の概要

活動内容は、以下のとおりである。

- ア) 生ごみその他有機性残さの資源化循環事業
- イ) 環境保全広報啓発事業
- ウ) 大学との連携（佐賀大学地域貢献事業）
- エ) その他

② 再生利用事業(生ごみその他有機性残さの資源化循環事業)の概要

動植物性残さ(生ごみ)の処分を行っている当該NPO法人による「生ごみその他有機性残さの資源化循環事業」の概要を以下に示す。

a) 排出者と再生品利用者

排出者と再生品利用者は、以下のとおりである。再生品である堆肥は、大学との共同研究の成果もあり、品質が評価され、100%利用されている状況であり、県外からも購入の問い合わせがあるとのこと。

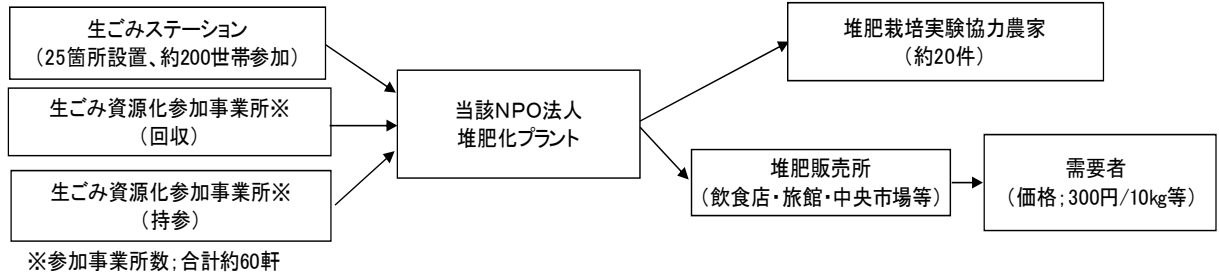


図3-3-8① 当該NPO法人の循環システム概念図

b) 堆肥化システム

堆肥化システムのフローは、以下に示すとおりで、3 t/日の能力を有する施設（現状での稼働率 2/3 程度）において、熟成工程まで行い、製品化している。また、敷地内に分析機器を備えた大学の研究棟も併設されている。

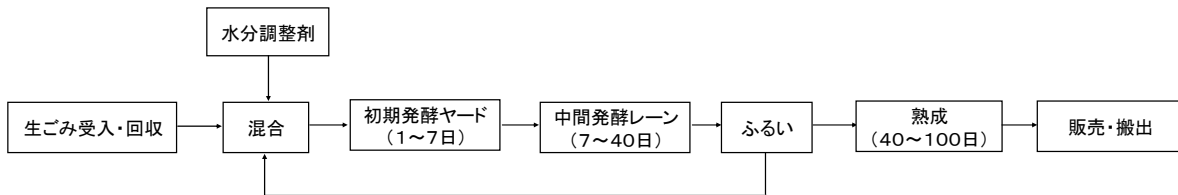


図3-3-8② 堆肥化システムフロー図



写真3-3-8① 混合直前の状況



写真3-3-8② 中間発酵レーン



写真3-3-8③ ふるい状況



写真3-3-8④ 熟成状況

c)経営状況

収入は、会員からの会費のほか、参加住民や参加事業者からの受入料金（500円/月・世帯、5,000円/月・所）、堆肥売上（300円/10kg）、伊万里市からの補助金があるが、プラント購入借入金の返済金やプラント運転費用を差し引くと、人件費を計上する余裕はなく、無償のボランティアに頼らざるを得ない状況である。

d)事業者としての成果

資金繰りが厳しい中でも、会員のボランティア活動や地元大学、商工会議所等の協力を得て、着実に地域における資源循環型社会の構築を目指した活動が広まっており、それにより、地域活性化が図られている。

(4)市の焼却施設での事業系可燃ごみ受入条件との関係

伊万里市内の事業者が一般廃棄物として生ごみを排出する場合には、市の焼却施設へ可燃ごみとして500円/100kgで持ち込むか、5,000円/月で当該NPO法人のプラントへ持ち込むかのいずれかの方法を選択することができ、計算上、月1t以上排出する事業者は、当該NPO法人のプラントへ持ち込む方が負担が少ないといえる。ただし、当該NPO法人の受入価格設定は、活動への賛同を前提とし、排出者に過度の負担を与えることのないよう配慮されたものであり、特段、市の焼却施設における事業系ごみ受入単価を意識したものではないとのことである。

6)今後の展開

当該NPO法人としては、既存の堆肥化プラント余剰能力を活用するため、生ごみの回収エリアを拡大するなどして、さらなる事業展開を図っていく意向である。一方、伊万里市としては、事業者の再生利用活動に与える影響に配慮しつつ、助成金（補助金）の拠出額を縮小していく意向である。このような状況の中で、今後も、民学産官の協力により、地域における循環型社会の構築に向けた取組を行っていく意向である。

4. 再生利用指定制度運用のまとめ

4-1.再生利用指定制度運用の類型

前項までの調査を踏まえ、導入市町村における再生利用指定制度の運用について整理・分類すると、おおむね以下のような特徴を有していると言えるが、再生利用指定制度が活用できる場合は、必ずしも以下の類型に限られるものではなく、各市町村においては、一般廃棄物処理計画に適合する範囲で、各市町村の実情に応じて柔軟に制度導入を検討することが可能である。

① NPO法人の非営利活動を支援するためのツールとして活用しているもの

NPO法人が町興しなどを目的として非営利で行う一般廃棄物の再生利用について、再生利用指定制度を活用し、当該NPO法人を指定して廃棄物処理法上の位置付けを明確にすることにより、当該活動の実施を可能にするとともに、もって一般廃棄物の再生利用の促進を図っているもの。

② 市町村の実施する再生利用事業を補完するために活用しているもの

市町村が主体となって推進する一般廃棄物の再生利用事業を補完するため、再生利用指定制度を活用し、民間事業者を指定して廃棄物処理場の位置付けを明確にすることにより、当該市町村と当該民間事業者との連携による一般廃棄物の再生利用の促進を図っているもの。

③ 民間事業者が構築する資源循環型の再生利用を促進するために活用しているもの

民間事業者が単純な営利事業としてではなく、地域に密着し、資源循環型社会の構築を目指して行う再生利用について、再生利用指定制度を活用し、当該民間事業者を指定して廃棄物処理場の位置付けを明確にすることにより、当該事業の実施を可能にするとともに、もって一般廃棄物の再生利用の促進を図っているもの。

4-2.再生利用指定制度の実施要領

再生利用指定制度を導入するに当たっては、適正処理を確保し、かつ、手続の透明性を高めるため、条例等により、申請手続、指定基準、指定後のモニタリング等について規定した実施要領を定めることが望ましい。この実施要領の作成に当たっては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第9条第2号及び第10条の3第2号に基づく再生利用業者の指定制度について」（平成6年4月1日付け衛産第42号厚生省生活衛生局水道環境部産業廃棄物対策室長通知）における個別指定の例を参考にすることなどが考えられるほか、導入市町村における規定例などを積極的に収集するなどし、一般廃棄物処理計画に適合する範囲で、各市町村の実情に応じた制度設計を検討すべきである。

4-3.おわりに

本調査の実施に当たっては、アンケートの実施について全国の都道府県及び市町村に御協力をいただいたほか、ヒアリングを実施した市町村においては、担当課及び事業者の方々には格段の御配慮をいただいたところであり、この場を借りて、お礼申し上げますとともに、本調査結果を公表することにより、各市町村において再生利用指定制度の導入が進み、一般廃棄物の再生利用の促進が一層図られることを願い、本報告のまとめとしたい。

【ヒアリング実施市町村担当課一覧】

No.	担当課	電話番号
1	旭川市環境部環境対策課	0166-25-6369
2	石狩市生活環境部ごみ対策課	0133-72-3126
3	さいたま市環境部廃棄物政策課	048-829-1338
4	君津市市民環境部環境衛生課	0439-56-1224
5	成田市環境部クリーン推進課	0476-20-1530
6	甲府市環境部処理課	055-241-4363
7	高山市水道環境部リサイクル推進課	0577-35-3138
8	浜松市環境部資源循環推進課	053-453-6192
9	津市環境部環境政策課	059-229-3258
10	姫路市環境局リサイクル推進課	079-221-2404
11	播磨町健康安全グループ	079-435-2721
12	芸北広域環境施設組合事務局	0826-72-2111
13	徳島市市民環境部生活環境課	088-621-5217
14	阿波市市民部環境衛生課	0883-35-7803
15	南国市環境課	088-880-6557
16	春野町環境下水課	088-894-2314
17	日高村健康福祉課	0889-24-7851
18	伊万里市市民部生活環境課	0955-23-2145